

平成26年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成26年9月9日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代	14 番	林 七 巳
15 番	向 後 悦 世	16 番	景 山 岩三郎
17 番	滑 川 公 英	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	林 俊 介
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	刃 田 哲 雄	病院事業 管理 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	飯 島 茂	行政 課	加 瀬 正 彦

総務課長	堀江通洋	企画政策課長	伊藤浩
財政課長	林清明	税務課長	佐藤一則
市民生活課長	伊藤正男	環境課長	浪川昭
保険年金課長	渡邊満	健康管理課長	野口國男
社会福祉課長	加瀬恭史	子育て支援課長	山口訓子
高齢者福祉課長	石毛健一	商工観光課長	堀江隆夫
農水産課長	高木寛幸	建設課長	大久保孝治
都市整備課長	林利夫	下水道課長	石毛隆
会計管理者	赤松正	消防長	佐藤清和
水道課長	鈴木邦博	病院事務部長	飯塚正志
病院経理課長	土師学	庶務課長	横山秀喜
学校教育課長	石見孝男	生涯学習課長	佐久間隆
体育振興課長	石嶋幸衛	監査委員局長	田杭平三
農業委員会事務局	岩井正和		

事務局職員出席者

事務局長	伊藤恒男	事務局次長	高安一範
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（高橋利彦） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（高橋利彦） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 飯 嶋 正 利

○議長（高橋利彦） 通告順により、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（7番 飯嶋正利 登壇）

○7番（飯嶋正利） おはようございます。7番、飯嶋正利です。

平成26年旭市議会第3回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

本日、私は大きく4点、12項目にわたり質問いたします。よろしくお願いいたします。

大きな1点目、新庁舎建設についてということで（1）建設場所について。

この議会の中でも、この9月くらいになれば、ある程度めどがつくということだったので、そういうことのめどが立ったということであれば、お聞かせいただきたいというふうに思っております。

（2）番目、建設資材の高騰や作業員等の人員不足の中で、建設単価がだいぶ高騰しているという中でこの建設時期についてお聞かせいただきたいと思っております。

（3）番目、この旭市は、国土強靱化のモデル地域に指定されました。その国土強靱化がこの庁舎建設に対してどのように関係してくるかについてお聞かせいただきたいと思います。

(4) 番目、新庁舎建設後の公共施設の統廃合についてお聞かせいただきたいと思います。
大きな2番目、夏期観光についてということで、今年度の観光客の入り込み客状況についてお聞かせいただきたいと思います。

(2) 番目、今後の改善点についてということでお聞かせいただきたいというふうに思っております。

大きな3番目、米の価格についてということで、これは今年度の状況ということで(1)をお願いしているんですが、今年度の作況、または状況等分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

(2) 番目、ホールクropp及び飼料用米の受け入れ体制についてということで、今年度の米の価格の暴落を経て、来年度の受け入れ体制についてお聞かせいただきたいというふうに思っております。

(3) 番目、その中で、稲作農家に新たな支援策の検討はないのかということでお聞かせいただきたいと思います。

大きな4番目、都市計画について。

この都市計画については私も議員になって、毎年一度質問させていただいております。

(1) 番目、県内市の都市計画税の賦課状況についてお聞かせいただきたいと思います。

(2) 番目、都市計画の見直しの状況ということでお願いいたします。

(3) 番目、今後の都市計画税の見通しはということでお願いしたいと思います。

再質問は自席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長(高橋利彦) 飯嶋正利議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(堀江通洋) それでは、1点目の新庁舎のご質問ですが、建設場所決定について現状はどうなっているのかというご質問にお答えいたします。

建設場所については、旭市新庁舎基本構想により定められております4か所の建設候補地からの選定作業を行うため、現在、検討するために資料として、人口重心からの距離、他の公共施設や商業施設等の集積等、市民の利便性、一つ。

二つとして、災害発生時の防災拠点としての機能や安全性の確保が保たれるか、防災・安全性、これが2点目。

3点目として、総合計画等との整合性や地域貢献性など、まちづくりとの整合性はどうか。経済性として、建設費や給排水、道路整備等のインフラ整備等々を調査検討し策定いたし

ました新庁舎位置の検討資料により、建設場所の選定作業を進めております。

それらの資料を基に、市内部の旭市庁舎建設検討委員会を開催するとともに、この8月15日から9月5日にかけて、パブリックコメントを広報及びホームページにて意見を募集いたしました。また、旭市新庁舎建設市民会議を8月に1回実施し、新庁舎位置の検討資料を細かく説明いたしました。次回の9月中旬に予定しております市民会議においては、協議いただくところでございます。

なお、今後は市民の皆様からいただいた意見を取りまとめた上、議会へもお示しし報告するとともに、意見をいただき総合的に判断し、庁舎の位置を決定したいと考えております。

2点目でございますが、建設資材の高騰、そういうものを踏まえて、建設時期についてのご質問ですが、5月下旬の新聞報道で、木更津市において新庁舎建設時期を、仮設庁舎への8年間の移転を前提に、東京オリンピック後まで延期するとの記事がありました。さらに、先日、木更津駅付近の商業施設への仮移転の方針が示されたとの報道がされたところです。

本市においては、現庁舎の建設が昭和39年と築後50年を経過しており、耐震性も不足しております。発生が懸念されております大規模地震等に十分耐え得る状況ではなく、防災機能上からも早期建設が肝要と考えます。

また現在、庁舎機能が市内各所に分散しており、市民の利便性を考えても機能集約は必要なことと考えます。

以上のことから、今後も建設に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 新庁舎建設と国土強靱化との関係ということでお答え申し上げます。

旭市における国土強靱化地域計画に関しましては、去る6月3日にモデル事業指定を受けまして、現在その策定に着手しているところであります。現在は国のガイドラインに従いまして、旭市の脆弱性の評価に取りかかっておりますが、この脆弱性評価の中で、プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態の一つとして、市役所本庁舎の倒壊による災害対策機能の停止、行政機能の大幅な低下を挙げております。

したがって、これらの議論の中では市役所本庁の強靱化が当然上がってくることとなります。

ただし、ハード事業における財政措置等につきましては、国も今の時点ではメニュー化さ

れておりませんので、具体的なお答えはできない状況であります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） それでは、行政改革推進課からは新庁舎建設に関連して公共施設の統廃合というご質問でございましたので、主に各支所に絞りまして、その統廃合という面、その後の取り扱いについてお答え申し上げます。

支所機能につきましては、新しく建設される本庁舎における窓口サービスの方式などと併せて、これからの支所機能についても検討していく必要がございます。

支所庁舎についてですが、現在各支所には、海上支所に教育委員会、飯岡支所に建設課、干潟支所には農水産課及び農業委員会が配置されています。これらの各課は新庁舎へ配置されることが想定されるため、あいた施設等の資産を有効に活用するためにも、新たな活用方針を検討する必要があります。また、その際には各支所庁舎は耐用年数、それから周辺状況も異なるため、それぞれ異なる活用方針となる場合も考えられます。

平成27年度に、全ての公共施設の総合管理計画を策定する予定でございます。ここでは公共施設のうち、ハコモノ施設の統廃合、それから複合化などの有効活用方針について検討していくことになりますので、支所庁舎につきましても、基本的にはこの総合管理計画の方針に基づいて検討していくことになろうと思います。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員のほうから2番目に夏期観光について二つほどご質問をいただきました。

お答えさせていただきますと、1点目、今年の観光客の入り込み状況、主なものにつきましてご報告させていただきます。

最初に、海水浴場、海水浴客でございますけれども、本年は7月12日から8月24日まで44日間開設いたしました。矢指ヶ浦海水浴場、ここの入り込み客につきましては1万2,045人、飯岡海水浴場8,258人、合計で2万303名となっております。

その矢指ヶ浦海水浴場の隣で実施しましたあさひ砂の彫刻美術展、これにつきましては7月14日から8月7日までの25日間展示等をしたわけでございますが、主催者発表によりますと来場者の数6万8,200人ということで聞いております。

また、いいおかYOU・遊フェスティバルは7月26日、27日の2日間開催されました。こ

れは12万人の来場者ということで発表してございます。

また、七夕市民まつりは本年8月6日、7日この2日間の開催、2日間で12万7,000人の来場者ということで主催者が発表してございます。

最後に、いいおか荘の隣にあります市営海浜プール、本年4年ぶりに開設させていただきました。天候等もありまして7月19日から8月31日まで40日間開きまして、合計で6,478名の来場者があったわけでございます。1日約160人を超える小・中学生等を主体としまして、来場いただいたわけでございます。

さらに、議員のほうから今後の改善点ということでご質問いただきました。担当課でいつも考えていることにつきましてお話をさせていただきます。

1点目は、どうしてもその砂の彫刻美術展等でよくあるわけですが、イベント開催時の駐車場の確保、これがなかなかできなくて、今まで会場近くの公共の駐車場の利用、さらには民間の所有地の借り上げ等で行っているわけであります。

イベント会場の条件によりましては、今後駐車場から会場までのシャトルバスの運行、これも今後の課題として考えております。

さらに、改善でございますので、1点だけご報告させていただきます。

本年、飯岡の海浜プールを開設したわけですが、思わぬいい好評がありまして、観光協会のご協力をいただきまして、だんご等の中で販売させていただきました。プールが終わってから、あのだんごがおいしかった、どこで売っているのと、そういう好評の声がありました。特にこれからにつきましては、観光と、そういう市内での食事が提供できるような施設との連携とか、そういった面につきまして考えていきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、農水産課より米の価格について（１）、（２）、（３）回答させていただきたいと思います。

最初に、今年の状況についてということで、米の価格について報告させていただきたいと思います。

米の価格につきましては、ＪＡちばみどりの26年産米の状況ですが、当初買い取り価格は1等米1俵当たりでコシヒカリは10,500円、あきたこまち、ふさおとめ、ひとめぼれにつきましては9,500円、ふさこがねが9,200円となっております。昨年と比較しますと、コ

シヒカリは2,900円、あきたこまち、ふさおとめ、ひとめぼれ、ふさこがねは3,600円ほど安くなっている、こういう状況でございます。

続きまして、（２）ホールクroppサイレージ及び飼料用米の受け入れ状況についてということで、回答させていただきます。

ホールクroppサイレージと飼料用米の今年度の取り組みについて、最初にお答えさせていただきたいと思います。

ホールクroppサイレージが、取り組み戸数21人、取り組み面積が23ヘクタールです。昨年度に比べて、取り組み戸数が3人増えまして、取り組み面積も約5ヘクタール増えております。

飼料用米につきましては、取り組み戸数137人、取り組み面積が210ヘクタールという面積になりました。昨年度に比べまして、取り組み戸数が4人増えまして、取り組み面積も約37ヘクタール増となっております。

今年度は、国の政策見直しによりまして、飼料用米の数量払いへの変更がありましたので、国の交付金の手厚くなるなど、取り組みが拡大しております。今年の米の価格の下落を受けまして、来年度はさらに飼料用米への取り組みが増えるものと考えております。

旭市飼料用米利用者協議会に参加している畜産農家につきましては、飼料用米のさらなる受け入れも可能という話を聞いておりますので、受け入れる量については協議会での調整等が必要ということになりますので、今後も経営安定を図っていききたいと思っております。

また、ホールクroppサイレージにつきましても、専用の収穫機械等の整備が肉牛飼養農家で計画されておりますので、稲作農家との連携で今後増えると思われる状況であります。

続きまして、（３）番の新たな支援策の検討についてということでございます。

これにつきましては、農家の方からライスセンターですとか、そういう自分の家の機械等設備を更新したいと。米の価格が下がって困っていると。それで何か更新したいんだけど、何かいい支援策があるかということで言われております。特に、ライスセンター、米を取り巻く状況から、農業者の皆さんが非常に厳しい状況にあるというのは、農水産課でも十分理解しております。ライスセンターの機械を更新整備するためには、新たな支援策については、それぞれ整備した時期も異なりますので、稼働率も違うということで、個々の状況が違っております。これにつきましては、個別に相談を受けまして、国・県の補助金を活用するため、必要に応じて国・県に要望するなどして、市としても対応を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、4点目の都市計画についてご回答いたします。

（1）県内市の都市計画税の賦課状況についてですが、平成25年度決算で回答いたします。県内37市の中で都市計画税を課税している団体は28市、課税していない団体は9市でございます。課税していない9市の内訳ですが、勝浦市、鴨川市、富津市、浦安市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市の9市でございます。

税率でございますけれども、一番低い団体が0.05%で、ほとんどの団体につきましては0.2%か0.3%の税率となっております。

それから、（3）今後の都市計画税の見通しでございますけれども、都市計画税につきましては目的税でございます。平成25年度の決算見込みで約2億3,900万円の収入がありました。市にとりましては貴重な財源でございます、都市計画税事業を今後も実施していく上で、重要な財源と考えておりますので、市としましては、今後も都市計画税を課税していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） それでは、私からは（2）都市計画の見直し状況についてお答えいたします。

都市計画の見直しについては、市の都市計画に関する基本的な方針であります旭市都市計画マスタープランに基づき、平成28年度をめどに作業を行っているところであります。

現在は、区域内の現況を把握する必要があるために、建築物の動態調査や道路調査など必要な調査を、職員により実施しております。また、これらと並行しまして、県都市部局及び農林部局との調整を進める中で、必要な調書等の調査、検討を行っております。

今後は、都市計画見直しに係る詳細な調査や調書等の作成を行い、さらに住民への周知、関係機関との協議等、十分な調整を図りながら、都市計画の見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございます。

それでは、再質問のほうをさせていただきたいと思います。

1点目の（1）番、まだ発表ができないということではあるんですが、いつごろ公表できるのかなというところをお願いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） いつごろ建設場所のめどがつくのかというご質問ですが、先にご回答いたしました、建設場所の位置決定については、市民の意見を聞くためのパブリックコメントについて、意見を今取りまとめております。また、市民会議において協議を重ね、今後建設位置についての提案書を提出していただきます。それから、各種意見を参考に、議会へも報告しながら決定していきたい、そんな今、現状でございますのでよろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） なかなかはっきりしたお答えがまだ出せないというところで、分かり次第、議会のほうにも報告をお願いしたいと思います。

それでは、（2）番目、先ほど総務課長のほうよりお答えがありましたように、木更津市のように8年間プレハブでというような所もございます。その中で、平成29年度の完成を目指すとの中で、この資材高騰の中でどのくらい差額が出てしまうのかなというふうなことも、概略で構わないので、試算があればお願いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 予定では、平成29年の完成ということで目指しておりますが、概算でもいいますから金額的にどんな差があるのかというご質問ですが、6月の定例会の滑川議員の一般質問に対しても、現時点では国の基準となる数値や、他市における実績を参考にし、庁舎全体に係る建築費、建物分のみですが、についておよそ50億円と算定しましたとご回答いたしました。現時点では、設計等を行う前段階でございますから、あくまでも参考価格で、それも庁舎本体のみの想定でございます。

よって、今後設計を行う段階になれば、事業費がより具体的になってきます。資材や人件費の高騰等もその中で反映されてくると思いますので、庁舎建設に当たっては必要不可欠な機能を合理的に、コンパクトに配置できるよう考慮し、事業費を抑制できるような形で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） なかなか数字もつかめないということですが、臨時議会で飯岡中学の建設の予算が出ました。海上中学と比べると、坪当たりになると30万円ほど上がっているのではないかなというふうに思っております。

そういうのを踏まえて、かなりの高騰が見込まれるのではないかなと。逆にオリンピックが終わった後になれば、言い方が悪いのかもしれませんが、ある程度たたき放題だということも考えられるのかなというふうなことも思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） ご意見ありがとうございます。

今、現時点では現庁舎、この建設が昭和39年と築後50年を経過しておりまして、また耐震性も非常に不足しております。今後考えられる大規模災害等に十分耐え得る状況ではなく、防災機能上も早期完成を目指すというのが、今の私たちの考えでありますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 庁舎建設に当たり、市のほうも建設の基金のほうを積んでおります。約15億円ほどあるのかなというふうに思っております。その15億円が、やはりこの高騰で吹っ飛んでしまうというのは、またちょっと考えることがあるのかなというふうには思うんですが、その辺についてもいかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 今、飯嶋議員のほうから庁舎整備基金、26年の3月現在で15億円積み立てております。28年度には24億円の積み立てを想定しております。また、この庁舎については、合併特例債、交付税算入率が70%、事業費の95%が対象になりますので、時期がこの資材の高騰の時期にやるのか、そういうものの検討というのは、今後しっかり検討していかなければならないと思いますけれども、この現状の庁舎の状況を見ますと、やはり進んでいくというのが執行部事務職としての考えでございます。よろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 分かりましたというふうにお答えするしかないんですが、4回目になっ

てしまったので、じゃ（３）番目のほうに移りたいと思います。

この国土強靱化についても、本日もう２名の議員がこの国土強靱化で質問いたしますので、私はこの庁舎に限ってということで、再質問させていただきたいと思います。

なかなかこの予算、金額ベースのものもなかなか見えないなというお答えがありました。

その中で、この計画の中にやはり県との合同庁舎、またはその防災も含めた防災庁舎などの複合の庁舎というのは、計画として考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 合同庁舎と考えているのかというご質問でございますが、複合的な施設ということは考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○７番（飯嶋正利） この国土強靱化の指定は、旭市にとっても本当に追い風になる事業だと思います。名実ともにこの東総の中核都市というふうになれるような、そんなすばらしい計画を市のほうにも持っていて、この庁舎の建設に当たっていただければありがたいなというふうに思っております。これは答弁は結構です。よろしくお願いいたします。

続いて、（４）番目、建設後の公共施設の統廃合というところで、先ほどご答弁がありました。各支所は老朽化、いろいろな状況があると思うんですね。その中で、確かに窓口的なものも必要だという意見もありますが、印鑑証明や住民票、今銚子あたりはイオンでも取れたりしますので、コンビニでもということもあります。ハコモノをやはり持っていれば持っているほどお金もかかってしまうという中で、やはりなるべく速やかに廃止していくのが正論かなというふうには思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） 確かに、今証明等はいろいろな場所で取れる、それはそのとおりだと思います。ただ、今まだ庁舎はどういう形で窓口サービスをするのか、それは決定していません。具体的に、庁舎の統合という形で行くのであれば、海上支所、飯岡支所、干潟支所、それぞれ考えていく必要があると。それぞれ経過年数が相当違います。ですから、それに応じた形で考えていく必要があるんだろうと。

庁舎の今、実際には場所が決まって、それから基本計画なり基本設計なりになっていくと。

その段階で、じゃその先どうしていくのかというのは、先ほど申し上げましたとおり、公共施設の総合管理計画の中にきちんと位置付けていきたいと考えていますので、もう少し、今この場で決定というのはなかなか難しいのかなと思っています。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 合併して10年ですね、一層の経費の削減に努めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

大きな2番目、夏期観光について。

先ほど、課長のほうより今年度の入り込み客ということでお聞かせいただきました。これをもう一度、震災前と震災後、今年との比較ということで、もう一度申し訳ないが、数字のほうをお聞かせいただければありがたいなというふうに思っております。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員のほうから震災前と今年の観光客の入り込みの対比ということだと思います。

震災前、平成22年との対比につきまして、ご報告させていただきます。

海水浴客につきましては1万2,869人の減、比率としましては本年、震災前とは61%になっていると、だいぶ減っております。特に、飯岡海水浴場、ここで大きな減となっております。

さらに、砂の彫刻美術展、これにつきましては、震災前と比べますと本年3万7,600人の増ということで、比率としましては223%、約2倍強の人数の人のにぎわいできております。

さらに、YOU・遊フェスティバル、これにつきましては、震災前22年と比べますと約2万人の減、比率は86%になっております。主なものとしては、2日目のビーチバレー、これの入り込み客がだいぶ減っているということで理解しております。

最後に、七夕市民まつり、これにつきましては、震災前と比べますと2万7,000人の増、比率は127%となっております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございます。なかなかV字回復をしないと。

先日の新聞報道にもありましたように、海匝、香取、なかなか観光客が戻ってきていないという中で、なぜこの海水浴に限って、ほかにも若干あるんですが、61%ダウンだというような大きな数字になってしまうのか。心当たりがあるようなことがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 特に海水浴客の減っている主な原因ということだと思います。

今年は、我々もちょっと心配しておりまして、海水浴前に、今年の冷夏、エルニーニョ現象で寒くなるという、そういううわさがあったわけですが、一転開設してみますという天気が続いたと。ただ、8月に入りまして、土曜日曜は台風等の影響でだいぶ減った、一つの原因がここにもあるのかなと。台風の影響で週末、天候に恵まれなかった。それと、一つはレジャーの多様化ということで、いろいろレジャーが海水浴からだいぶ違うほうへ行っているという、そういう部分があるのかなというふうに考えております。

特に近年、海ということで海水浴場はどこですかということよりも、海の近くでバーベキューはできますかみたいな、そういう問い合わせが電話等であります。昔と違った現象かなということで考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 確かに、海で泳ぐというのは少なくなってきたのかなというふうにも思っておりますが、飯岡も矢指ヶ浦もテトラポットを設置いたしまして、砂浜がやはり出過ぎてしまって泳ぐスペースがないというのも一つだと思うんですね。

そういったことに対して、これから対応するということはあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 市内に二つの海水浴場があるわけでございます。

先般、あるテレビで九十九里浜がなくなるというようなことで、大きく報道されておりましたけれども、逆に旭市は砂がついて、結果的にはテトラが有効に動いていると。矢指ヶ浦はちょうどいい砂の形で、彫刻美術展もやっているようなそういう状況で、ちょうどすばらしい海岸になっているのかなと。ただ、今議員から言われますように、飯岡海水浴場、海水

浴場としては砂がつき過ぎて、どこで泳いだらいいんですかという部分があります。

そんなことで、現在担当課としましては、来年度に向けて、人工的についたものですので、今県とは打ち合わせしています。人工的に砂を陸のほうへちょっと移動できないか。これは県のほうでも移動ということであれば、どうも許認可いただけるような、今様子ですので、県としっかり協議しながら、人工的に海水浴場を守っていきたい、そういうふうを考えております。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

（2）番の今後の改善点についてということで、七夕まつりなどは、市民まつりというような名称のように、市民が主役のおまつりではないのかなと。であるなら、やはり旭市全体からいろいろな出店者があるとか。例えば、飯岡、海上、干潟、旧旭もですね、その辺の区長などを回り回りで招待でもして、その中で一体感を出していくというのはいかがでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） ご承知のように、今年は七夕市民まつり60回目ということで、大勢の人でにぎわったわけでございます。特に今年は、市が合併して10年を迎える、そういうようなことで、市が一体となったまつりにしようと、そういうようなことで実行委員会でも海上地区、干潟地区、飯岡地区、それぞれ参加していただくということで、各区長にお願いして参加していただいたわけでございます。旭市は一つという、そういうかけ声の中で芸のほうにも参加していただきました。

今ご質問の区長ということですがけれども、毎年今まで区長会の正副会長にご出席いただいて、栈敷席のほうから応援していただきました。本年は特に、七夕飾り付けコンテストの中で、正副の区長、これは干潟、飯岡、海上地区の区長の会長にも入っていただいているわけですがけれども、そういうことで参加いただきました。

議員のほうから、全ての区長ということでは検討したわけですがけれども、実は旭市内全ての区長総勢で156名いらっしゃいます。この方々をお呼びした際にどこに席をつくるか、到底栈敷席は無理だという部分、それと駐車場の問題等もございます。

そんなことで、これについてはちょっと若干無理があるかなと、そういうふうに担当課と

しては考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 今私が言ったのは、1年に150人じゃなくて5年に一遍、回り回りでもいいと思うんですね。そういったことも考えていただければありがたいなというふうに思っていました。それは結構です。

例えば、今後の夏期観光で、砂の彫刻などはだいぶ入り込み客も増えているように思います。また、一生懸命やっている皆さん、何か資金を集めるのも大変だという意見も聞いております。今年度の補助金額、また総費用等分かる範囲で結構なので、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） すみません、まだ砂の彫刻のほうにつきましては、実行委員会のほうから収支のほうを私は見ていませんので、ちょっとここではお答えできないところでよろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 先ほど、駐車場も私ども質問しようかと思っていたんですが、課長のほうからお答えいただきました。私も何回か行っております。駐車場のほうもかなり手狭です。その辺のところもゆっくり考えていただきたいと思います。

それでは、大きな3番のほうに移らせていただきたいと思います。

今年度の状況ということで、米価は食管法の廃止以来、需給のバランスによって保たれていくのが前提だと思います。米の需要は2001年以降800万トン台を推移して、2012年に781万トンと初めて800万トンを下回り、その後も低下を続けております。

1人当たりの1962年の118キロをピークに、現在56キロと半減しています。価格も先ほどご報告がありましたが、私が若いころ、30年ほど前、コシヒカリは2万3,000円、ほかの早稲品種というのは1万9,000円でした。先ほど言った額より、今現状の単価というのはもう少し下がっているという状況の中で、約30年かけて60%価格が下落したというふうに思っております。そういう中で、やはり一番の問題は米の消費だと思うんですね。

そんな中で、この旭市、学校給食の現状等をお聞かせいただきたい。また、中央病院等での米の扱いについても併せてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、学校給食での旭市産米の使用状況についてお答えいたします。

旭市では、積極的に地元産米を学校給食に取り入れるとの方針で、地産地消を推進してまいりました。平成25年度に使用した米全てが旭市産となっております。6万7,190キロ、両センター合わせまして6万7,190キロ、2,238万円余り購入しているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、中央病院の米の状況でございます。

中央病院につきましては、患者給食用のお米全てにつきまして旭市産を使用しております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 給食のほうもだいぶ使っているということで、今パンも給食にたまにあるということですが、こういったものも、今米粉パンとかということも考えられると思うんですね。そういったものに替えていくという状況。あとこれは、米というのは、もちろん新米を購入しているとは思いますが、その辺も含めてお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 給食の主食の部分でございますが、ご指摘のとおりパンもございますし、それから麺もございます。そしてお米ということで、この三つがほぼローテーションのような形でございますが、比率としては圧倒的にお米の日が多いというような状況でございます。米粉パンについても、それほど多くはありませんが、検討しているところであります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 病院……

（発言する人あり）

○議長（高橋利彦） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 申し訳ありません。新米かどうかというお尋ねでございますけ

れども、これは全て新米でございます。

○議長（高橋利彦） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） 病院につきましても、全て新米のほうを使用してございます。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 旭市のお米を使っただいて、本当にありがとうございますと言いたいと思います。今後も一層米の消費の拡大に努力していただければありがたいなというふうに思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

今年度の価格を踏まえて、来年度以降の餌米やホールクロップ、かなりの転換が増えると予想されます。その受け入れ体制、例えば2倍、3倍という数になった場合、受け入れられるのか。また、価格についても今年の米価を踏まえて、かなりの値段が下がってしまうのか、その辺のところを分かる範囲でお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、今後の状況ということで答えさせていただきたいと思います。

現在、ホールクロップですとか飼料用米の受け入れを行っている状況ですので、来年のことというのはちょっと、どのくらいまで受け入れられるかということに関しましては、まだ面積受け入れのトン数ですとか、ちょっと出ない状況ですけれども、各飼料用米受け入れの畜産農家の方によりますと、まだ受け入れができる状況ということで、その面積が今年度やってみないと分からないということです。この収穫が終わりましたら、先ほど申しましたように利用者協議会を開きまして、そこでどのくらい来年度受け入れられるのかも一度確認させていただくと。それで、耕種農家の方にもう一度確認して、どのくらいできるのかということで、双方確認させていただきたいというふうに思っておりますので、今のところどのくらいまでというのはちょっと出ないという状況になっております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） まだ出ないということですが、餌米の希望者が大量に多くなった場合、例えばそういうものはどういうふうに振り分けていくのか、例えばですね。枠がもちろんあると思うんですね。その辺のところはいかがですか。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 枠ということですが、今のところ今年は飼料用米の面積が210ヘクタール、今うちのほうで考えているのが、倍というのはちょっと難しいかなということで、その範囲内、倍以下という範囲内という形になってしまうんですが、そういう形で今考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） この米価の価格暴落を踏まえて、その辺のところもしっかり対応していただければありがたいなというふうに思っております。

次に、このならし制度、円滑化事業の加入戸数、また先日の農業新聞によりますと、その他の減反達成者にも補填があると聞きますが、このならし制度、円滑化事業、併せて農家戸数とこの面積等を分かる範囲でお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、収入減少影響緩和対策、これはならし対策と呼ばれるんですが、こちらの戸数とおおよその面積ということでございますので、最初に、一番最初から入っております収入減少影響緩和対策、ならし対策に加入している農家は15名でございます。それから、今年度のみの緊急措置といたしまして、円滑化対策ということで、今年度のみ適用されるということになりまして、この特例措置に関しましては、米の直接支払い交付金申請時に円滑化対策の申し込みのなかった61名、これが追加申請という形で該当することになりました。

事前に、申請時に112名の申し込みがありましたので、今年度のみの円滑化対策、ならし円滑化対策ですが、この交付対象者は合計173人になりました。この173人の交付対象面積、これにつきましては約290ヘクタールとなります。

以上でございます。

（発言する人あり）

○農水産課長（高木寛幸） 全体がですね、全体の中の割合ですと、水田の面積が、農水産課で把握しているのが4,095ヘクタールですので……

すみません、今計算しますので少々お待ちください。

(発言する人あり)

○議長（高橋利彦） 農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 申し訳ございません。今計算しますと、7%という形になります。
よろしく願いいたします。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） すみません、急にちょっと聞いて。7%と、本当に少ないですね。これは今年度の、単年度のたしか対策であったと思うんですが、また来年度以降はT P Pとかも含めて制度が変わるという状況の中でだと思うんですが、やはり7%の人しかこの恩恵に対応できないというような状況、これはどうなんでしょう。これは旭市だけの現象なのか全国的な現象なのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） この飼料用米の扱いは旭市が一番多いございます。県内の中でも旭市が本当に中心になっております。また、この事業に関しましては、畜産農家と生産農家、この割合が受け入れと作る側、ちょうどバランスが合わないとか成立しないという事業でございますので、旭市は畜産農家が多いございますので、ちょうどバランスがいいと言いますか、やりやすいという状況になっておりますので、以上でございます。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） それにしても7%というのは少ないなと。今後こういった万が一のときの事業を皆さんに周知していただいて、とにかくこれは拠出金はなかったですね。入っていればよかったという方もかなりいると思うんですね。そういった面でのお知らせ、今後もしこういったものがあれば、きっちりお知らせしていただきたいと思います。

それでは次の（3）番、新たな支援ということで……

○議長（高橋利彦） ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時58分

○議長（高橋利彦） それでは再開します。

飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） この水田、稲作というのは米を作ることだけではなくて、治水や動植物の生態系にも重要な一翼を担っていると思います。その中で、今年の米の価格は農家の稲作離れの発生に大きな一因となるんじゃないかなというふうに思っております。

この旭市、干潟八万石を抱え、大きな水田地帯です。この中で、やはり耕作放棄地が出ないように、やはり市としても支援していくべきではないかなというふうに思っております。

先ほど課長のほうより、やはりこの一翼を担うライスセンター等の機械更新は非常に厳しい状況にはなっていると思います。その中で、例えば農業振興基金だとか、そういった形で新しい基金の創設はいかがかなというふうにお願いしたんですが、その辺についてお伺いさせていただければありがたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、農業振興基金を立ち上げるという考えはないかということですが、農業振興基金立ち上げにつきましては、今のところ基金をつくる考えというのはございません。先ほども申しましたように、国・県の補助金等今後いろいろ出るとありますので、市といたしましてもその状況を注目しながら、農家の方にお知らせさせていただきまして、その都度相談させていただければと思っておりますので、この農業振興基金に関しましては、県内の他自治体の状況を勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、大きな4番目、都市計画についてに移りたいと思います。

（1）先ほど県内の賦課状況というのをお聞きしました。それについて、まずこの都市計画税、この税は目的税であると思います。市民への周知という点で、昨年もお願いいたしました広報ですが、7月の広報では計画地域内の一部に課税されているというような表記でした。これはおとしと変わっておりません。確かに間違いではないと思います。でも逆に言えば、旧旭市の農業振興地域以外の土地、建物全てに課税されているというのも間違いではないと思います。やはり、分かりやすくそのようにしたほうが、どのように課税されているかというのが分かると思うんですね。

それともう一つ、この広報について、この目的税は何の事業に使われたのかということも

広報すべきではないかなというふうに考えますがいかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） ただいまの議員のご質問ですけれども、前回議員のほうからご指摘がありまして、広報、これは財政のほうで年2回財政事情の公表というのがあるんですが、そこに今までは都市計画税幾らというような内容だけでした。そこに今議員がおっしゃいますように、若干のコメントを入れたというようなことであります。ご指摘のとおり、スペース的な問題もありますけれども、その内容につきましては、やはりもう少し具体的に改善すべきかなというようにことを思っておりますので、なるべくその辺を改善していきたいと思っております。

それから、ホームページのほうですが、前回のご指摘前までは、都市計画税に関しましては、固定資産税と一緒に1行ぐらいの説明書きしかございませんでした。そういうことで、都市計画税の内容を詳しく、ホームページのほうは修正いたしました。さらに、ホームページのほうも広報と同じように分かりやすく、もう少し旭の地域に課税されているという内容が分かるような書き方を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） やはり税ですので、やはりきっちりした広報が必要ではないかなというふうに思っております。

昨年的一般質問で、この税に関する税自体を、一時とめてはいかがかなというふうに質問いたしました。その時の答弁に、都市計画地域内の起債額が税より大きいと、だからとめられないという答弁がありました。その考え方は、庁内の統一したお考えでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 税務課のほうとしましては、どういう事業内容にそれが充当されているかというふうなことの範囲ではございませんので、単純に2億4,000万円ほどの税額を充当している場合に、例えば都市計画税関係の事業費が10億円あったとしたら、税務課としては都市計画税が2億4,000万円ほど充てられるという中で、10億円と2億4,000万円を比べれば、税ではとても財源は足りないというような立場でございますので、こういった内容の

事業かというのは、ちょっと担当課のほうからお答えしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利彦） 都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 都市計画事業の使い道ということですが、当然都市計画施設の整備に使われております。具体的には都市計画街路、あと公園、あと公共下水道、そういうものに使われております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） この都市計画税、旭市には、これは私の生まれる前からあるんですね。いつごろこの税ができて、その時の目的、それとやはり合併して10年、旧旭市の市民にとっては不公平感がだいぶ大きくなっていると思います。その辺のところに対する意見もお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 旭市の都市計画税でございますけれども、これは昭和の合併も間もない昭和31年度から課税を行っております。都市計画税は市の貴重な財源でございますので、当初、都市計画事業に要する費用の一部として、主に街路整備事業、公園緑地事業などの整備のために課税したものでございます。

それから、不均衡感でございますけれども、現在、確かに旭地域だけということでございますので、その現状を見ますと確かに不均衡感がございます。税務課のほうとしましては、先ほど都市整備課長がおっしゃいましたように、28年度の見直しということがございますので、その見直し状況によりまして、関係課といろいろ協議した中で、課税をどうするかというような形になるかと思っております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 次の質問に移りたいと思います。

見直しの状況はというところでお答えいただきました。震災があったり、いろいろな面で遅れ等もあると思うんですが、やはりこの税に対する旧三町の市民の皆さんの抵抗感というのはもちろんあると思います。税ありきでこの見直しを進めるということに対して、都市課として、やはりどのように市民の皆さんと接する中で感じるものがあるのかと、あればお聞

かせいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 都市計画税ありきということでございますけれども、都市課としては、税と都市計画の見直しというのは、当然密接な関係はございますけれども、都市計画をまず進めていくと。それに税も当然ついてくるということでございますけれども、都市計画区域を定めますと、当然用途地域を定めます。用途地域を定めますと、それに合わせて都市計画施設、街路、公園とかを計画し整備していくわけですが、その財源は当然都市計画税が一番大きなものになるわけでございますので、その辺を拡大した場合に、市民の皆さんにどれだけ受益というか、そういうものが受けられるかということを丁寧に説明しながら、都市計画税についてはご理解をいただいきたいというふうに考えております。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 課長のほうも大変でしょうけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の今後の都市計画の見直しということで、現在のこの目的の都市計画事業に対する当初の起債額、この各事業に対して税の充当額、起債残高、これをお知らせいただければありがたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 起債額と起債の残高というご質問ですが、申し訳ありませんが一番初めのころの都市計画事業については、資料がちょっと手元近い所ありませんのでご容赦いただきまして、現在の残額ということでご容赦いただきたいと思います。

平成25年度末で、都市計画事業に関連しました起債の残高は18億円強であります。

それから、事業費ですが、25年までは若干の事業費がありました。下水道への繰出金を含めまして、事業のほうでは3億7,900万円、それから、先ほど申しました起債の償還が1億4,000万円ほどありますので、都市計画絡みの予算、事業費としては5億円を超えているという状況であります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 今、18億円という額が示されました。その起債の中には、合併特例債などの、後から交付金算入されるものもあると思います。その額を差し引いた額をお示しいた

だきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 残額18億円のうち、合併特例債が13億8,000万円ございます。残としては4億4,000万円ぐらいということになるかと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 4回目になってしまうので、4億円ちょっとなら2年分の税金でいいのかなというふうに思っております。

最後になりますので、道路、公園等の都市計画事業、公共の施設であり、この地域の財産でも持ち物でもないと思います。この地域内の市民だけ税を賦課する。この理由はどんなものでしょうか。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 税の賦課状況でございますけれども、先ほどお答えいたしましたけれども、現状の中では都市計画事業が展開されているということで、条例上は旭地域という形になっておりますので、ちょっとそれ以上の答えを申し上げられませんが、今、回答できないような状況でございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○副議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 伊 藤 保

○副議長（平野忠作） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（１０番 伊藤 保 登壇）

○１０番（伊藤 保） １０番議員、公明党、伊藤保。発言の許可が出ましたので質問いたします。

第３回定例会において質問の機会をいただきありがとうございます。

早速質問に入らせていただきます。

防災、減災等に資する国土強靱化基本法が、昨年１２月４日に成立しました。安倍首相を本部長とした国土強靱化推進本部の会合が開かれ、この５月には都道府県、市町村に対する国土強靱化地域計画の策定支援も開始されました。策定モデル調査に係る第一次実施団体に旭市が入っております。

１点目に、この計画の概要について伺います。

２点目、北海道に続いて２番目になっていることを考えると、募集が始まって早い時期に応募したと考えられます。そこで、市としてどのような計画内容をお考えなのか伺います。

続いて、空き家対策について２点伺います。

昨年、第２回定例会で一般質問いたしました、その後研究、検討を含めた進捗状況を伺います。

２点目は、廃屋について。これも今年３月、第１回定例会で質問いたしましたが、その後干潟地区錆木で誰も住んでいない家屋が火災になり、裏手の山林が燃え、鎮火するまでかなりの時間を要しました。

こうした、火災や防犯といった観点から、このまま放置することはできません。現状掌握はどのくらい進んでいるのか伺います。

続いて、防災について２点ほど伺います。

今年は全国的に大雨による大きな災害に見舞われております。この災害の特徴は、記録的短時間の大雨によるものです。旭市でも８月９日から１０日未明にかけて避難勧告が出ました。約３,４００世帯を超える世帯が対象になりました。

１点目、その時の避難勧告の状況について伺います。

２点目に、今年の気象データを見ると、雨量が１時間で１００ミリ以上という、体験したことのないようなことが起きております。西日本各地で起きた降水量を考えると、この旭市で同等のことが起きた場合、大変な災害になると考えられます。

旭市内の雨水は、ほとんどが仁玉川に注いでおります。この平たんな市内全域を考えると、被害が出てもおかしくはありません。

そこで、水害について、仁玉川や新川、そのほかの河川が氾濫した場合、どのような対応をするのか伺います。

続いて、最後の項目、地域包括支援センターの活動について質問いたします。

内閣府が発表した平成25年度版高齢者白書では、2012年の総人口に対する75歳以上の割合が11.9%であるのに対して、2025年では18%になると予想されています。ひとり暮らしの高齢者が高齢者人口に占める割合は、2025年では男性14.6%、女性22.6%に増加するとされています。

旭市でも超高齢化社会が迫っている今、地域の高齢者支援を充実させていかなければならないものと考えます。

1点目、現在の地域包括支援センターの具体的な活動内容について伺います。

2点目、今後の旭市の次期計画における活動方針を伺います。

以上、4項目8点を質問いたします。再質問は自席で行います。

なお、答弁は明瞭簡潔にお願いしたいと思います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、1番目の国土強靱化計画についての概要、それと市の計画について併せてお答えいたしたいと思います。

このほど、国のモデル事業実施団体といたしまして採択され、国土強靱化地域計画の策定に着手したところであります。

本計画につきましては、国の国土強靱化基本計画と調和し、より地域の実情に即した、強くしなやかな旭市をつくるための指針となるものです。

モデル事業の公募における現時点での起こってはならない事態といたしましては、一つといたしまして、情報伝達の不確実性による避難行動の遅れや死傷者の発生。

2番目といたしまして、避難道路における通行不能。

3番目といたしまして、不特定多数が集まる施設の倒壊や火災。

四つ目といたしまして、市役所本庁舎の倒壊による災害対策機能の停止、行政機能の大幅な低下。

五つ目といたしまして、広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生。

六つ目といたしまして、河川等開口部からの津波流入による多数の死者の発生。

七つ目といたしまして、広域的かつ長期的な市街地の浸水を挙げました。

市の計画の内容につきましては、本計画の策定については国のガイドラインが示されておりまして、これに従って現在作業を進めているところでありますが、本計画の策定方法の特徴といたしましては、地域が持つ脆弱性、弱さを、真っさらの状態から評価することから始めなければなりません。

今現在は、この脆弱性評価の途についたばかりであり、市の計画が具体的にどのようなものになるかは、まだ見えてきておりません。

今後は、学識経験者、国、県を含めた検討委員会を設置いたしまして、策定を進めてまいります。その進捗状況等につきましては、これより議会ごとに詳細を説明していくことと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、2番目の空き家対策につきまして、空き家バンクについてお答え申し上げます。

現在、旭市においては、定住促進対策の一つといたしまして、定住促進奨励金の交付を行っております。新たな住宅を取得して転入する者に対しまして50万円を交付するものでありますが、昨年4月の制度創設から現在までに51件の実績がありまして、転入者数といたしましては147名になっております。

このうちの中古物件、いわゆる空き家を購入して転入した者が6件で、転入者数といたしましては14名になっております。

このような中で、近隣で空き家バンク制度を運用している自治体等に、現状について聞き取りを行っているところであります。

以上です。

○副議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） それでは、2番の（2）廃屋について、現状をどう把握しているかというご質問にお答えいたします。

廃屋は、一般的に空き家等の管理不十分により、防災、防犯、衛生、景観など多岐にわたり周囲に悪影響を及ぼすこととなります。

こうした廃屋については、人口の減少や都市部への集中により、今後増大する傾向にあると思われますが、市内全ての廃屋は掌握しておりません。市として、市民からの相談があった箇所について対応しているのが現状でございます。

3番目の防災について、避難勧告について、ちょっと時間をいただきまして経過を説明したいと思います。

今回、旭市において、初めて避難勧告を発令いたしました。台風11号に伴う避難勧告発令に至った経緯について、詳しくご説明いたします。

まず、台風11号に伴う大雨警報が、10日の午前2時22分に発表されました。その後、午前2時から3時までの1時間で、旭市の雨量が79ミリを記録いたしました。その後、6時31分に、千葉県と気象庁が共同で発表する防災情報、土砂災害警戒情報が発表されました。この発表により旭市として住民の避難所を4か所、総合体育館、海上公民館、飯岡保健福祉センター、干潟支所を確保し、職員を待機させ、7時12分に避難勧告を発令いたしました。

この避難勧告は、地域防災計画に沿って発表したもので、計画では土砂災害警戒情報が発表された場合は避難勧告を行うこととなっております。

避難勧告発令の周知は防災無線で行ったわけですが、早朝ということもあり、住民の皆様には、「土砂災害の危険が高まっていますので、周りの状況に十分注意して避難してください。外が危険と判断した場合は、家の中でより安全な場所に避難しましょう」という内容で周知いたしました。

国の中央防災会議、会長は内閣総理大臣ですが、その通達でも、市町村が行う避難勧告等の発令については、空振りを恐れず、早めに出すことを基本としています。

このたびの避難勧告を発令した後、雨量が少なかったこともあり、避難された方は数名でした。結果的に土砂災害がなかったからよかったものの、避難勧告発令のタイミングなど、よく現状を調査して、今後は対応していきたいと思います。

今回は住民の行動について調査、検証はしませんでした。今後は急傾斜地にお住まいの方々がだぶおります。そういうことで、なぜ勧告を出したにもかかわらず避難しなかったのかなど、そういうものも後で検証を行い、次につなげていきたいと考えております。

3番の(2)水害についての対応でございますが、旭市は農業用水が多く、旭地区や海上地区、干潟地区のほとんどの農業用水が新川に接続しております。

新川には、県が定めた氾濫注意水位2.4メートル、氾濫危険水位3.1メートルが設定されておりますので、それらの水位を参考にして、災害対策本部において協議し、避難準備情報や避難勧告を出す時の参考にしたいと考えております。

また、道路の冠水などにより、一部の家屋が浸水してしまうような地域では、排水整備工事により対策を講じているところです。

今回、水害については、新川の氾濫等をあまり考慮いたしませんでしたが、今後は新川を管轄する県や土地改良区といろいろ協議しまして、土砂災害ハザードマップを更新する際に、水害の関係のシミュレーション、それから水害ハザードマップ等を作成していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） それでは、地域包括支援センターの活動についてお答えいたします。

最初に、（１）具体的な活動内容についてでございますが、地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域で安心して過ごすことができるように、介護、福祉、保健、医療など、さまざまな面で支援を行うための中核的機関として、高齢者福祉課内に設置しております。

具体的な活動内容といたしましては、大きく五つに分類されます。

一つ目は、総合相談支援業務として、高齢者のさまざまな相談を全て受け止め、民生委員など地域の関係者との連携により、適切な機関やサービスへの紹介や、解決への支援を行っております。また、どのようなサービスを利用したらよいか分からない方等に対しても、その要求に対応できる総合相談窓口としての役割を担っております。

二つ目は、高齢者虐待の防止及び対応、消費者被害の防止及び対応、判断能力を欠く状況にある方等、権利擁護の観点から支援を行っております。

三つ目は、介護予防ケアマネジメントとして、要支援１、２と認定された方に対して介護予防ケアプランを作成し、介護予防サービスなどを受けられるように調整を図っております。

四つ目は、適切なサービスが提供されるよう地域の介護支援専門員へのサポートとしての相談支援を行っております。

五つ目は、元気な高齢者に向けた介護予防の普及啓発や教室等を行うほか、地域の介護予防活動の支援者に対して講習会等も行っております。

続いて、次期計画における活動方針についてお答えします。

国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年、平成37年度をめどに、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築の実現を進めております。

本市でも、高齢化の進展とともに、要介護高齢者や認知症高齢者等の増加も見込まれてお

り、地域ケアの推進において中核的な役割を担う機関として、地域包括支援センターの果たす役割がさらに重要となっております。

現在、平成27年度から29年度の3か年の高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画策定に向け計画策定委員会を立ち上げ、協議を行っているところでありますので、地域包括支援センターに期待される役割が十分果たせるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） まだ策定中ということなんですけれども、脆弱性を拾い上げているという段階だという話でございますので、まずこのハード面、いわゆる先ほどお話しされました津波に対しての河川の堤防というよりも水門、そういったものとかのハード面となると思いますが、これにはソフト面というのがあると思うんですけれども、このソフト面はどのようなものなのか伺いたいと思います。どのような対象なのかということです。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） ソフト面、どのようなものが対象ということですが、今国のほうで示されているソフト面の内容を申し上げます。

計画によりますと、ソフト面は農林水産業分野においては、農産物等の流通や加工段階での事業継続計画の構築、またリスクコミュニケーション分野では、国や自治体、国民や事業者との自発的取り組み促進のための双方向コミュニケーション、教育、訓練等を挙げております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 先ほど、流通という部分がありました。これは災害に遭ったと想定した時の流通というふうに捉えて考えるんですけれども、この計画というのは、経済面も入るのかなというふうに考えておりますけれども、政策の幅があるような気がするんですね、かなり。この地域計画の中に交付金とか補助金とかの縛りというのは、まだ確定していないのかどうか、それを伺います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） この計画には縛りがあるのかというご質問ですが、国土強靱化

地域計画は、地域の実情を考慮して策定するわけです。国の国土強靱化計画に調和した計画でなければならないということになっております。

経済面につきましては、国土強靱化計画対策の特色といたしましては、有事に備えながら平時、普段でも活用できるというような事業に注力することとなります。メインにつきましては、これから提示されることと思います。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 復興計画の中での計画があると思います、旭市には。その中の脆弱性なのかも含めて、そういったことをやるのか。

それともう一点、市が想定している自然災害の脅威というのは、一体どういうものなのかお聞きしたいと思います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 脆弱性とはどういうものかということですが、旭市の復興計画の中では、あくまでも東日本大震災からの復興のための計画でありました。今後のさまざまな自然災害を想定したものではないわけです。

今度の国土強靱化地域計画というものは、地域計画の脆弱性を見出すのではなく、東日本大震災の教訓を踏まえて、大規模な自然災害が発生しても被害を最小に抑える。そして速やかに復興できるような計画を作る予定であります。

なお、この計画策定に当たっては、復興計画に位置付けられたものと重複する部分もあるかと思います。

以上です。

（発言する人あり）

○副議長（平野忠作） 企画課長、答弁漏れだそうです。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 今、私ども26項目、その辺の脅威という形で起きてはならないということでやっているのです、何点かご紹介します。

広域にわたる大規模津波の発生及び河川等河口部からの津波流入による多数の死傷者の発生。それから、異常気象等による広域的、長期的な市街地等の浸水。大規模な土砂災害等による多数の死者等の発生。それから、情報伝達等の不備による避難行動の遅れ等で多数の死

傷者等の発生と、この辺が脅威という形で想定しております。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 水害も想定しているということですので、次の質問に移らせていただきます。

次の質問、2項目めに入りますけれども、九州の佐賀、それから四国の四万十など、定住してもらおうと必死で、さまざまな取り組みが空き家対策として行われております。

山形では、IT産業の若い方々が古民家を借りて、インターネットのテレビ電話で本社と会議を開き、本社に出向くのは10日に一遍か1か月に一遍ぐらいという、そういったものなのでありますけれども、山形の自然に囲まれた中で過ごしていると、生活しているということですので、いずれも行政が空き家バンク制度を活用して、市のホームページなどで紹介しております。

この旭市も、旭中央病院、24時間救急医療があるのですから、健康の安心、まさに「ひとが輝き海とみどりがつくる健康都市」を宅建業界と提携して、大いにアピールする必要があるのではないかなと、こういうふうに思います。

空き家バンク制度の計画そのものは、計画として持っているのかどうか、考えているのかどうか伺います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 空き家バンク計画は持っているかのご質問にお答えいたします。

現在、旭市におきましては、空き家バンク制度の計画はございません。今後は、市内の空き家の状況等を踏まえながら、さらに検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 先ほどまだ持っていないということで、検討させていただきたいということなんですが、前回の質問の内容を見ますと、空き家バンク制度については隣の匠瑳市がやられているということです。それから、空き家改修事業、それと宅建業界との連携を結んだ、そういった住宅確保。いずれにいたしても、旭市も人口減少対策として積極的に取り組んでおりますということです。その辺を我々も聞いたり、それから研究して、ぜひ実現できるものであれば、支援センターですか、そういったような形になればと思っておりますの

で、検討させていただきたいと思いますというふうに回答されております。

年間契約で言うと思いますが、年間契約が成立した時に、これは案ですけれども、リフォーム代の補助や市民税半額免除など、ある程度住みやすくなるような条件を付けなければ来てはくれないと、こういうふうに思っておりますけれども、今回定住促進に補正を組みましたけれども、申し込みが増えたと考えられるんですけれども、空き家バンク制度も同様に、来てみたい人に好条件で、ホームページに好条件を出してホームページで知ってもらうことが必要ではないのかなと、こういうふうに思いますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 今お話がありました空き家バンク制度について、今私どものほうで行っている定住促進奨励金制度、これが空き家などの中古住宅を取得した場合でも対象となっておりますので、空き家の有効利用につながっているものと考えております。旭市のホームページでも、この辺の内容についてはPRを行っているところであります。

今、議員おっしゃるリフォーム代の補助というようなお話があったわけなんです、住宅を貸し付ける場合は賃料が家主に入りますので、リフォームは基本的に家主が行うものと考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 家主がやるんですけれども、自分たちでもここは直したいという部分が入ってくると思うんですよ。家主がいわゆるこういうふうに要望に沿って直すということではないと考えますので、そういった時に多少でも補助があれば来やすいのかなと、こういうふうに思います。

これは4回目ですよ。

○副議長（平野忠作） 4回目です。

○10番（伊藤 保） 人口が減少する方向に向かっているわけですから、早い時期に立ち上げる必要があるのではないかなと、こういうふうに思いますけれども、中古物件というのは定住促進の場合には購入という形ですけれども、空き家を要するに借りるという部分の政策というのは実際にはないわけですね。ですから、そういった意味で、今空き家があいているということに対しての状況そのものをやらなければいけないと、このように思うんですね。

うまく利活用してもらいたいということですので、ぜひその辺のところをどのように考えているのかお伺いします。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、今後の早い時期に空き家バンク制度ということですが、実は8月26日の新聞で、地方の人口減少対策として、今後政府が行う政策が載っています。具体的には、都会から地方へ移住希望者向けの移住先の情報をまとめたデータベースを政府が作るという方針です。このデータベースは居住を希望する地域について、職場や求人、それから住宅状況、それから学校や教育、医療機関や福祉サービス、買い物等の情報を集約いたしまして、全国規模の移住情報を手軽に検索できるというようなものだそうです。

政府はこれに併せて、都市部に移住支援の窓口を設け、移住を希望する方へアドバイスをを行うと、このような政策展開がなされると新聞報道がありました。

政府のこの取り組みにつきましては、2015年、来年になりますが、予算要求に盛り込んでいますので、空き家バンク制度につきましては、この政府の動向を見据えた中で検討していきたいというように思っております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ早い時期に、実施できるものであれば実施していただきたいし、よく検討していただきたいと思います。

それでは、次の質問ですけれども、本来であれば空き家、廃屋ですね。本来であれば市単独で空き家条例を作らねばならないと考えているわけですが、とりわけこの廃屋が崩れそうな箇所というのは何か所掌握しているのかお聞きします。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 空き家条例を作らなければならないと思うが、とりわけ廃屋が何か所あるのか、掌握しているのかというご質問ですが、掌握してございません。

でも、市では現在、廃屋が危険だとか苦情の相談があった場合には、現地を確認して所有者、それから連絡先が判明した場合には、文書とその状況の写真を添付して、持ち主に連絡しております。建物等の適正な対応をお願いしております。

今、相談内容の主なものは、近くの方がさまざまな危険を心配しての相談となっています

が、いかんせん個人の財産であります。所有者が管理することが当たり前のことで、市ができることは限られている状況です。

市からの通知によって所有者等が対応してくれた件数は、平成25年に20件の相談がございました。そのうち、撤去解体等適切に処理されたものは7件でした。

そのほか、特に目立った対策はされていない状況が現状でございます。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） これも前回の議事録を見ますと、計画を立てる前には現状の掌握は必ず必要であるわけですからという文言が入っております。幾つかのパターンがあるはずなんですと。その辺も含めて、まず現状を十分掌握することというのは第一歩でありますという話がありました。これは前回の前総務課長の答弁ですけれども、やはりしっかりとこれやらないといけないと思うんですね。ご近所にもかなり迷惑がかかる状況でありますし、先ほど話しました防災の観点からも、放火とかそういったものも考えられますので、現実には1件起こっておりますので、そういった意味ではしっかりと掌握していただきたいと思います。

通行の妨げになっているのかどうか、また近所に対して被害が及ぶような廃屋というのは、まだ全然掌握されていないということで考えていいのでしょうか。それをお聞きします。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 伊藤議員のおっしゃるとおり、掌握しておりません。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ、ちょっと交通の妨げになるところも何か所かあるように見受けられます。道路の側に倒れた時には大変なことになるので、ぜひその辺のところは掌握していただきたいなと、このように思います。

次の質問ですけれども、この秋、国会で法律が成立すると思いますけれども、もし仮にこの空き家条例なるもの、法律が成立しなかった場合、現状のままにしておくのかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 国会のほうで法律が成立しなかった場合、現状のままで旭市として

はいくのかというご質問ですが、旭市としましては関係法令の制定や近隣市町村の動向をうかがいながら、慎重に条例の制定を検討してまいりたいと思います。

実態の把握については、空き家、廃屋、そういうものの定義をしっかり定め、経費をかけない方法で検討してまいりたいと考えております。

最近の先進地、要するに空き家条例を制定した市町村は県内で10市ほどございます。その条例を制定して対応している状況なんですけど、多くの市では条例を制定していても、多くはお願い段階で応じてくれる、いきなり条例に基づく対応だと関係が悪化する可能性もあり、ちゅうちょしている団体が多いそうでございます。条例を制定して強制執行等を行う場合にはやはり持ち主、そういう廃屋、空き地は持ち主がございまして、そういうところが非常に難しい面もございまして、条例の制定については慎重に制定を行いたいと考えております。

あと、苦情等の対応で、住民の皆様の苦情に対して一生懸命対応していきたいと思います。以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ、廃屋の調査等、また近隣の迷惑にかからないような、そういった条例の制定もぜひ行っていただきたいと、このように思います。

やや水害のほう、防災についての避難勧告について再質問させていただきます。

この間の避難勧告では、避難所に3名しか自主避難しなかったという話なんですね。勧告が出た時のヒアリングとかそういった調査というのはまだしていないというお話でした。ですので、このきちっとした調査をぜひやっていただきたいのと、このように思いますが、その辺のところはどうなのでしょう。時間がちょっとたってしまいましたけれども、よろしくをお願いします。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 急傾斜地の3,400戸の皆さんには、こういう危険箇所の図面をお配りしてございます。黄色く塗った所は土砂災害警戒区域ですよ、赤く塗った所は土砂災害特別警戒区域です。こういう物を各世帯にお配りしてございます。

それと防災マップ、この中にも風水害への備えということで、住民の皆さんはどういう対応をとるかというのも書かれております。そういう周知を主としてやっていかなければならない。やはりある程度、市が災害に対して対応しなければならないことだと思いますが、や

はり自分の身は自分で守るというのが基本的だと思いますので、今後はそういう急傾斜地の危険箇所の所については、検証したりすることも考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 30日でしたっけ、防災訓練がありましたよね。旭市の防災訓練と震災が起きてから、大体津波とか地震というような部分が大きくクローズアップされております。東日本大震災の時もそうでしたけれども、自然の脅威というものを軽視していたこともありまして、そんなにいち早く避難するということがなかったという部分もありまして、犠牲者も出たのかなというふうに思います。

この急傾斜地の崖崩れが起こったときに、人命を守ることが第一ですので、まず自分自身が身を守るというのは当然なんですね。市としてこうした時、マニュアルを今配布しているということですので、この部分をしっかりとやはり住民にお知らせしていかなければならないし、そういう部分ではぜひ、警報が出たという所でヒアリング等々を行いながら、どの辺にどういうふうにしていたのかという部分まで、やはり聞き取り調査等はやっていかなければならないのかなというふうに思いますけれども、その辺再度しつこいようですけれどもお聞きします。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） やはり調査する、ヒアリング、そういう大げさなことはできないかと思えますけれども、重点的に危険箇所の住民の皆様の中に入り込んで調査するということをはしていきたいと思えます。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 4点目ですけれども、防災訓練、先ほど地震とか津波がほとんどだというふうにお話ししましたが、急傾斜地域の防災訓練というのも必要ではないかなと考えますけれども、その辺のところはどういうふうにお考えですかを聞きます。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 総合防災訓練については、各地区を回り番で行っております。次は干潟地区でございます、一応予定では干潟地区の順番でございます。その干潟地区にある急

傾斜地もございますので、そういう急傾斜地区の避難訓練とか、そういうものを検討していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ、関係する市民の方々に告知するというのは大事なことで、しっかりと知っておいてもらいたいなというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

水害ですけれども、河川が氾濫した時のシミュレーションというのは、まだ行っていないのかお聞きします。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 先ほども伊藤議員の質問の中で、ちょっとお答えいたしました。次回の防災計画を作る時に、今後県や新川の氾濫、そういうものを想定しながら県土地改良区とも協議しながら、水害のシミュレーションを立てて、水害ハザードマップを作成したり、そういうものにも目を向けて防災計画を改正していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） これは19年の旭市地域防災計画ということで、後から去年は新しいやつが出ましたけれども、去年のやつはほとんどが津波、それから地震というような、そういうものに対してですけれども、この19年度は災害が起こる前でしたので、詳しくここに載っているんですね。1章の防災予防計画の中に、水害危険区域について、以下の状況の掌握に努め、洪水ハザードマップ等の作成、公表等により周知すると、こういうふうに19年に出ているんですね。あれからもう5年たちましたけれども、まだ作られていないというお話です。ですので、これはここに書いてある以上、早急に作っていただきたいと、このように思いますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 19年の地域防災計画と25年に作成した地域防災計画の中の、水害の予防対策の第2番目の浸水危険地区の周知ということで、この文言の中にも洪水、そういうものの危険性を周知するために、パンフレットやホームページ等を活用して広報に努めると

ということで、ハザードマップ、そういうものは書いてございませんが、やはり住民に周知することは同じと、そういうふうに努力して周知に努力していきたい、そういうふうな文言ととれますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 飯岡地域の川端町、それから旭市の目那川、あるいはまた各河川があります。仁玉川の例をとってみると、仁玉川は用水路だと思います。いわゆる側溝の許容量というのがありますけれども、側溝の許容量に対して、水が川に注ぐ穴が30ミリぐらいという非常に小さい穴が何か所か見受けられるんですね。ですので、そういったところも確認してもらいながら、しっかりとやっていただきたいなと、このように思ひます。

いわゆる消防署では、水害時にお年寄り、また小さいお子さんたちを乗せるようなボートなどは用意しているのかどうかもお聞きしたいと思ひます。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 地域防災計画で、水害について、消防署のほうでボートなどを用意しているかというご質問ですが、消防署では水難救助用としてエンジン付きのゴムボート1台を所有しております。船体の全長の長さが4.25メートル、幅が1.75メートルでございます。しっかりしたエンジン付きのゴムボートを所有してございます。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） あとは、民間と協力して、いわゆるゴムボートとかそういった物を繰り出すというような話だと思います。

次に移らせていただきます。

4点目の、地域支援センターの年間の業務件数と、携わる職員数を教えていただきたいと思ひます。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） それでは、年間の業務件数と携わる職員数についてお答えいたします。

地域包括支援センターの業務件数につきましては、平成25年度の実績で申し上げますと、訪問、面接、電話を合わせて、実で1,198件、延べで4,711件となっており、相談件数は年々

増加している状況にあります。ちょっと内訳を申し上げますと、高齢者のさまざまな相談や実態把握、高齢者虐待や権利擁護等を行う総合相談支援の件数が延べで1,691件、要支援者へのケアプランの作成等が延べで1,675件などとなっております。

また、介護支援専門員のサポートとしての相談支援が延べ217件、医療機関等関係機関との相談連携業務が延べ1,015件行っております。その他、介護予防の普及啓発事業として、高齢者等を対象とした出前講座を17回、認知症サポーターの普及啓発と地域の支援者を対象とした出前講座等を30回、昨年度は開催いたしました。

携わるセンターの現在の職員数ですが、保健師が3名、社会福祉士2名、主任介護支援専門員1名で、合わせて6名の配置となっております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 高齢者福祉課長をお願いします。

もっとはっきり、大きな声で答弁のほうをよろしくをお願いします。

伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 職員数3名というお話でございました。今後、かなりの勢いで2025年まで高齢者人口が増えてくると思います。そういった中で、職員数がちょっと不足しているのではないかなというふうには思います。

次の質問ですけれども、介護の予防事業はどのような内容のものがあるのか、1点でもいいですので簡単に説明のほうをお願いいたします。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） すみませんでした。

介護予防事業の内容についてお答えいたします。

元気な高齢者を対象としました介護予防事業につきましては、先ほども言いましたように、地域に出向いて実施する出前講座や公民館講座、老人クラブを対象とした若返り健康塾等において、運動機能や口腔機能の向上、認知症予防などの内容により実施しております。

また、介護認定される前の要介護状態となるおそれのある方への介護予防事業につきましては、通所型介護予防事業として、やすらぎ園パワーアップセンターにて、身体機能の維持向上に向けたプログラムが提供されており、身体機能の維持向上に効果が発揮されております。

この事業は、平成25年度の利用実人数で55人、延べ874回の利用となっております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 支援センター、大体調べてあります。健康な人を、いわゆる健康な状態でそのままいてもらいたいということで、健康な人を対象に行うという活動だと思います。

それでは、次の質問ですけれども、高齢者や家族などから相談を受けた場合、第三者から直接相談を受けた場合でも対応してくれるのかどうか伺いたいと思います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） それでは、第三者からの相談にも対応するのかというご質問にお答えいたします。

地域包括支援センターでは、高齢者、家族などからの相談への対応のほか、地域の民生委員、近所の方や友人など、さまざまな方からの相談も寄せられており、その相談にほとんど応じている状況でございます。今後も同様と考えております。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ、第三者、友人、知人、それから近所ですね、最近認知症の方もおりますから、徘徊して困るというような状況もあるので、第三者からの相談にもぜひ乗っていただきたいなと、このように思います。

次の質問に移らせていただきます。

先日、東京の新宿区の……

（発言する人あり）

○10番（伊藤 保） 次の質問ですね。次の2番目の質問です。

○副議長（平野忠作） （1）ですか。

○10番（伊藤 保） （2）です。

○副議長（平野忠作） （2）でしょう。

（発言する人あり）

○副議長（平野忠作） 2回目。

○10番（伊藤 保） （2）の2回目だよね。

○副議長（平野忠作） はい。

○10番（伊藤 保） 先日、東京都の新宿区のことをNHKで放送されておりました。地域の高齢者相談所、いわゆるよろず相談というところが映っておりました。

そこには常時相談員がいて、また訪問を専門にしている訪問看護師がいて、周辺の高齢者の見回りをしていたり、そこに来て、高齢者の方が相談するといった、そうした内容のものでございました。かなり、そういったものがあつたんですけれども、これから国が進めようとしている地域包括支援センターについて、最後に伺いたいと思います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） それでは、国が進めようとしている地域包括ケアシステムではなくて支援センター……

（発言する人あり）

○高齢者福祉課長（石毛健一） のことでよろしいでしょうか。国が進めていることでしょうか。

では、包括ケアシステムの質問にお答えします。

本市では、地域の高齢者のさまざまな相談への対応等に対しては、先ほども言いましたように、高齢者福祉課内に設置してある地域包括支援センターが中心的な役割を担っており、多様な相談のワンストップサービスとしての拠点としての機能を果たしております。

地域包括支援システムは、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめぐって、高齢者が住みなれた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの五つを一体的に提供し、支援していくというもので、今後認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、その構築が必要とされています。

国では、地域包括ケアシステムを構築していくために、在宅医療、介護の連携の推進、新たな在宅サービスの創設による介護サービスの充実、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、介護予防への取り組みや生活支援サービスの充実強化、サービスつき高齢者住宅や高齢者の住まいの整備等を進めております。

市における地域包括ケアシステムは、地域全体で高齢者を支えていこうという理念のもとに、自助、互助、共助、公助、それぞれの関係者の参加によって形成されるため、地域ごとの特性や地域のニーズに合ったシステムを構築することになると思います。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 大変参考になりました。ぜひ、私も還暦を迎えましたのですけれども、

高齢者の仲間入りにもうすぐなるわけでございますけれども、こういった地域包括ケアシステムですか、支援ケアシステム、そういったものがぜひ各地域に展開できれば、地域のお年寄りも安心して住めると思いますのでよろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後 1 時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 3 0 分

再開 午後 1 時 3 0 分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 高 橋 秀 典

○議長（高橋利彦） 続いて、高橋秀典議員、ご登壇願います。

（2 番 高橋秀典 登壇）

○2 番（高橋秀典） 議席番号 2 番、高橋秀典でございます。平成26年第 3 回定例会におきまして、一般質問の機会をいただきましたことを感謝申し上げます。

初めに、広島市での土砂災害により72名の尊い命が犠牲になったことに対し、心よりお悔やみを申し上げますとともに、地域防災の重要性を改めて深く認識するものであります。

今回大きく 5 項目の質問をさせていただきますが、そのうち 3 項目は防災関連の質問となっております。

それではまず 1 項目めとして、全国学力・学習状況調査についてお伺いいたします。

今年 4 月、全国の小 6、中 3 を対象に、いわゆる学力テストと生活や学習状況に関する調査が実施されました。全国の児童・生徒の学力や学習状況を把握するために今回の調査が行われたわけですが、この調査結果が分析される中で、教育及び教育施策の成果と課題が明らかになり、そうした結果の検証から、また改善につなげていくという検証、改善のサイクルを確立することが大きな目的であろうかと思います。

そうした本来の目的に照らした時、結果の公表に当たっては、学校の序列化につながるよ

うな順位発表はすべきではないと考えます。しかしながら、旭市における教育課題を明確にし、学校教育のみならず、家庭教育においてもその課題を共有することは必要であるかと考えます。特に今回の調査では、子ども達の携帯やスマートフォンの使用状況や、いじめ問題に対する意識、地域社会とのつながりなど多岐にわたる生活面での調査が行われており、現在の子どもの状況を知る上で大きな手がかりになると思います。

そこで2点お伺いいたします。

まず、本年度の学力調査において旭市全体での結果はどうであったのか、平均正答率を国、県の平均値と比較してお示しいただきたいと思います。また、先ほど申し上げました教育課題の共有という観点から、今後この調査結果がどのように分析、また活用される予定になっているのかをお伺いいたします。

次に、東京オリンピック・パラリンピックの練習合宿等の招致に関してお伺いいたします。

3月議会におきまして質問させていただいた際、市長より招致委員会を発足する旨のご答弁をいただきました。発足に向けて、その後、どのように進んでいるのか、現状についてお伺いいたします。

また、県においては東京オリンピック・パラリンピック千葉推進本部を設置して、オール千葉体制で推進していくということですが、千葉市、成田市のほか、鴨川市や山武市などでも招致活動がいよいよ本格化しております。そんな中、旭市としては現状どのような見通しであるのか、お伺いいたします。

続きまして、ここからは全て防災関連の質問となります。

まず、先ほど先輩議員からもありましたが、国土強靱化地域計画策定モデル調査に関してでございます。私からは、この国土強靱化地域計画が一体どのようなものであるのか、一般には分かりにくい部分もありますので、今後どのように進んでいくのか、その工程と併せてご説明いただければと思います。

また、モデル地域になったことで現在の基本計画や復興計画に影響があるのか、現行計画との整合性についてお伺いいたします。

また、この国土強靱化を実効あるものにするには、民間事業者の方々や、地域における自助、共助、不可欠であると考えます。ここからは、そのような観点から質問させていただきます。

まず、災害協定について2点お伺いいたします。旭市では、災害時の物資の供給や各種役務の提供等について、民間事業者の方々といわゆる災害協定を締結しておりますが、まず

はその現状についてお伺いいたします。

また、他の自治体と相互応援協定を締結しておりますが、そちらについても現状をお伺いいたします。

次に、自主防災組織についてお伺いいたします。

旭市地域防災計画に、市内各地域における自主防災組織の育成がうたわれております。それによれば「地域の自主防災組織を育成し、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図りながら、被災経験を風化させないための避難訓練を繰り返し実施する」また「防災対策に係る知識の習得に努め、日頃から非常時に備えた準備を行う」とあります。

また、防災用の資材機材等の購入を補助する、自主防災組織補助金交付要綱が4月より施行されております。

そんな中2点お伺いいたします

現時点において当補助金の交付、また申請の状況はどのようになっているのでしょうか。

また、各地区によって状況は異なると思いますが、やはり新たな組織の立ち上げというのは非常にエネルギーを必要とするものであり、地域の機運が高まった時に一気に呵成に仕組みを整えなければならないということもあるかと思います。資機材の調達だけでなく、会議や勉強会、研修といったものも必要になってくるのではないかと思います。

そこでもう1点お伺いします。自主防災組織の設立及びその後の育成支援に関してどうお考えでしょうか。

質問は以上でございます。再質問は自席にて行わせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の一般質問にお答えいたします。

私のほうからは、オリンピック・パラリンピックの練習招致についてということで、お答えしたいと思います。

去る3月の議会に、確かに早く招致委員会、そういったものを作り上げて、オリンピック・パラリンピックの練習場を提供したいというような思い、私も県に先駆けてやりたいというような思いの中で、そう答弁したわけでありますけれども、その後いろんな方々に相談したり、県に行ったり、体育協会や周辺自治体、そういった部分での話し合いの中で、いろ

いろな部分で努力はしているわけでありますけれども、まずは庁内でその招致委員会を結成しようと、私をトップとしまして、そういったまた関係団体、体育協会あるいはまた個々の協会、そういった部分を巻き込んだ招致委員会を、正式に年内に組織をして、その練習場招致を働きかけていきたい。これまでいろいろな方々との話の中で、果たして旭市としてどういった練習場を提供できるのかなと、そしてまたそれらについて本当に環境が整っているのかなと、そんなようなことも十分いろいろこれまで検討してきたわけでありまして、その足りない部分を議会の皆さん方の了解をもらいながら補充していく、環境を整えていくというような方向で、これから進みたいと思いますので、皆さん方の応援をひとつよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、平成26年度全国学力・学習状況調査の結果について、お答えいたします。

この調査のうち、教科に関する調査は国語と算数・数学の2教科において、知識に関するA問題と、活用に関するB問題によって構成されております。小学校6年生及び中学校3年生を対象に本年4月に実施され、先月25日にその結果が公表されたところです。

教科に関する調査結果を平均正答率で見ますと、これは公立小・中学校の値となりますけれども、小学校については、国語Aは全国が72.9%、県が75.8%、国語Bは全国が55.5%、県が55.5%、算数Aは全国が78.1%、県が78.2%、算数Bは全国が58.2%、県が58.8%。続いて中学校につきましては、国語Aは全国が79.4%、県が79.8%、国語Bは全国が51.0%、県が51.7%、数学Aは全国が67.4%、県が66.7%、数学Bは全国が59.8%、県が60.1%となっております。

次に、旭市の結果についてですが、国語A、B及び算数・数学A、Bを合わせた平均値で小学校では全国平均に比べ、マイナス0.7ポイント、中学校ではマイナス1.2ポイントと、全国平均をわずかに下回ったものの、ほぼ平均に近い水準となりました。また、昨年度の調査結果との比較で見ますと、小学校、中学校ともに、平均正答率が改善され、全国平均との差が縮まる結果となりました。

次に、全国学力・学習状況調査結果の今後の分析、活用予定についてお答えします。

この調査は、教科に関する学力調査と、子どもの生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査の二つからなっています。

まず、教科に関する学力調査については、教育委員会として、知識に関するA問題と、活用に関するB問題のそれぞれについて設問ごとに課題を分析するなど、市全体の傾向をまとめるとともにその傾向に基づきまして、例えば1時間の授業の狙いを明確にする、多様な考えを出し合う場を保证するといった指導改善に向けたポイントについて、学校訪問や教員各層を対象とした研修会、他の学校の授業研究会への相互参観等を通じて、指導してまいりたいと考えております。

また、各学校に対しては、自校の調査結果の分析と、学力向上に向けた今後の取り組みについて検討させるとともに、教育委員会としても学校ごとの学力の状況についても調査を進め、学力向上に有効と思われる取り組みについては、他校の参考となるよう紹介をしてまいりたいと考えております。

もう一つ、子どもの生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査の結果については、これまでも、例えば朝食や睡眠時間の確保等の基本的な生活習慣の確立と学力の関係、家庭学習や読書習慣と学力の関係、家庭でのコミュニケーションと学力の関係などが指摘されていることから、市内の子どもたちの生活習慣、学習環境等の状況について分析し、家庭に対しても必要な啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、企画政策課のほうからは大きな質問の2番目、オリンピック・パラリンピック練習招致についての（2）、招致の現状と見通しについてということと、3番目の国土強靱化地域計画策定モデル調査についての1番と2番をお答えさせていただきます。

まず、オリンピック・パラリンピックの練習招致の現状見込みということですが、現在は千葉県の全県的な取り組みの中で、旭市が寄与できる部分を連絡調整を図りながら、検討しているところであります。

千葉県には複数の国からさまざまな問い合わせがあると聞いております。成田空港への近接性という旭市の強みを踏まえた上で、今後はさらに県と調整を密にしながら、積極的な招致を図っていききたいと考えております。

続きまして、国土強靱化のモデル調査の概要についてお答え申し上げます。

本事業はモデルに指定された自治体が、国の策定ガイドラインに基づき、どのようにその地域計画を策定していくかという過程を、内閣官房が全国に発信、紹介、後に続く自治体の

地域計画策定の指針とすることを目的として、実施されるものであります。

具体的な国のサポートに関しましては、まず、コンサルタントの派遣がございます。2番目として、国の国土強靱化基本計画を踏まえた技術的な助言をしていただけます。3番目として、専門家の派遣等となっております。

旭市としまして、これらのサポートを得た上で、より合理的な地域計画を策定できるものと考え、本モデル事業に応募し、採択されたところであります。

次に、基本計画、復興計画への影響ということでお答え申し上げます。

旭市の基本計画に関しましては、現計画が平成28年度いっぱいをもって、期間を終了いたします。また、復興計画に関しましては、平成27年度いっぱいをもって、その計画期間が終了いたします。

これらの影響ということですが、まず、復興計画に関しましては、私どもとしまして、国土強靱化地域計画を復興計画での考え方を前進させ、大規模災害時に起こってはならないことを想定した上で、備えの強化と捉えていますので、現復興計画に影響を与えるというものではないと考えております。

基本計画に関しましては、平成29年度から次期基本計画を、国土強靱化地域計画に整合性を持たせたものとしたいというように考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 高橋議員の質問の中の大きな4番、災害協定について、大きな5番、自主防災組織についてお答えいたします。

まず、4番の災害協定についての中、民間事業者との災害協定はどうなっているのかというご質問ですが、災害協定を締結している一般の事業所は23件ございます。主な締結先としては、旭市建設業災害対策協力会、イオンジャスコ旭店、利根コカ・コーラボトリング、カインズ、千葉県トラック協会海匝支部等がございます。直近では、平成26年4月11日に、伊藤園と災害協定を締結いたしました。

次に、自治体間の応援協定についてですが、自治体間の災害時相互応援協定についてお答えいたします。

姉妹都市である長野県茅野市や、茨城県の旧旭村であります鉾田市と災害時相互応援協定を結んでおります。そのほか、千葉県を含め県内全市町村と、災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定を平成8年2月23日に締結しております。

応援協定を結んだ自治体とは、普段から親しくお付き合いをしていくことが大事だと考えております。

大きな5番、自主防災組織についての中の（１）今の自主防災組織の現状はどうなっているのか、また補助金の申請はあるのかというご質問ですが、自主防災組織の結成や活動を推進するため、区長会の総会や市の広報等で周知をいたしました。問い合わせはあるものの、補助金の申請はまだない状態です。今後もさらに推進をしてまいりたいと思います。

また、自主防災組織で会議や勉強会を開く時には、市として協力いたしますので、ぜひご相談をいただきたいと思います。

次に、（２）の自主防災組織の設立及びその後の育成支援に関してどうお考えかというご質問ですが、市の補助金の対象となる自主防災組織は、市内の区や自治会または複数の区等で作る団体が対象となります。市ではこのような区や自治会を単位として、自主防災組織の結成及び活動を推進しております。

大規模な災害が発生した時に、災害の拡大を防ぐためには、消防や警察、自衛隊、市町村の対応、いわゆる公助だけでは限界があり、早急に実効性のある対応をとることが難しい場合もあるため、普段から顔を合わせている地域の人々がお互い協力しあいながら、自主的な防災活動に取り組むこと、いわゆる共助が必要であります。地域の中で、お互い協力しあう体制を作るためにも、自主防災組織の結成は重要であると考えております。自主防災組織の結成に当たっては、市のほうへご相談いただきたいと思います。

また、自主防災組織で使用する防災用資機材等の購入には市の補助金がありますので、こちらも併せてご相談、ご利用いただきたいと思います。

一番大切なのは、住民一人一人が、自分の身は自分で守るという自助の精神、意識、そして自分たちの地域は自分たちで守るという共助の意識を持ってもらうことです。

市では今後もより多くの地区から相談に来てくださるよう周知したいと考えております。
以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ご答弁ありがとうございます。

それでは、再質問に移りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、全国学力・学習状況調査に関してでございますが、平均点に関してお示しいただきました。ありがとうございます。前年度より全国平均は若干下回っているものの、前年度よりは向上しているということで承りました。

ところで、学力に関して旭市にはどのような傾向、あるいは課題が見られるのでしょうか。
現時点で分かる範囲内でお願いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、旭市の学力の傾向につきまして、現時点で分かる概要についてお答えします。

まず、全体的な傾向としまして、国語と算数・数学の平均正答率は知識に関するA問題よりも活用に関するB問題のほうが低く、旭市においても全国の傾向と同様の状況にあります。

次に、正答数の分布で見ますと、小学校では全国の傾向と比較しまして、知識に関する国語のA問題で正答率の高い上位の児童が多いのに対し、活用に関するB問題では、国語、算数ともに下位の児童の割合がやや多い状況でした。

中学校では、国語、数学ともに全国平均に届かない生徒の割合がやや多い状況が見られ、そのうち知識に関する数学Aにおいては、正答率が9割を超える成績上位の生徒が少ない傾向にあります。今後さらに設問ごとですとか、領域ごとの分析を進めまして、旭市の学力の傾向を明らかにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ご答弁ありがとうございます。

課題がこれから明確になってくるのかなと思いますが、学習意欲、あるいは学習習慣といったものは、個人差はあると思いますが、子どもが将来にわたって夢や目標を持った時に、それを実現させるためには最低限の基礎的学力といったものが必要になってくるかなと思います。

知識の応用、活用もちろん大切ではありますが、公教育の責務としては、基礎学力に関して格差が極力出ないようにすることが望ましいと考えます。全体の基礎学力の向上のために現在どのような対策をとっていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、全体の基礎学力の向上のために現在の対策についてということでございますが、お答えさせていただきます。

これまで教育委員会では基礎学力の向上を図るため、教諭補助員の市内全20校への配置や、

県教委から配置された加配教員、学習サポーターの活用に取り組みまして、算数・数学を中心にした習熟の程度に応じた少人数指導、チーム・ティーチングによる児童・生徒の学習状況に応じたきめ細かな指導の推進をまいりました。

また、各学校においては、学力向上推進委員会を設けて、学力向上対策について検討しているところですが、例えば1時間目が始まる前の朝の時間に漢字や計算などのドリル学習や、学校で行う検定などを用意しまして、基礎学力の定着に向けた繰り返し学習の時間帯を設けたり、学習内容の区切りごとに小テストを行うことで、知識の確実な定着につなげたり、また、理解が難しかった児童・生徒に対しましては、放課後や休み時間を利用して、随時個別に指導するなどの取り組みを行っているところです。

さらに、基礎学力を含めた学力の向上には、子ども自身が自ら学ぶ意欲を持ち、自分の課題を明らかにして、粘り強く学習に取り組む姿勢も大切ではないかと考えております。教育委員会では平成22年度から、「テレビっ子から学びっ子」を合い言葉に、学年に応じた目標時間を設定し、家庭学習の習慣化を呼びかけてまいりました。年2回行う実態調査では、年々学習時間が増加しています。今後とも家庭と協力して、内容の一層の充実を図るとともに、子どもが自分の取り組んだ学習について自ら振り返られるような学習の進め方などについて検討し、その充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。

子どもにとって普段の学習が、やはり目に見えて結果につながってくれば、またそれが学習意欲にもつながってくるのかと思います。さらなる学力向上によりしくお願いしたいと思います。

それでは、次の調査結果の活用についてお尋ねいたします。

ほかの市においては調査結果を独自に分析し、またそこから見える教育課題を家庭と共有するというような例もございます。家庭教育の啓発のためにも、保護者向けの今回の分析結果のレポートをお願いできればと思いますが、これはいかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 学力向上、学習習慣の確立のためには、家庭での過ごし方ですとか学習環境づくりなど、保護者の理解と協力は欠くことのできないものだと考えています。

とりわけ自立心が未発達な小学生に対しては、望ましい生活習慣の確立や、学習環境づくりが重要であると考えます。

今回の学習状況に関する調査では、朝食をとっているか、毎日同じぐらいの時刻に寝ているかといった家庭での基本的な生活習慣の調査に加えて、家庭や学習塾等での授業以外の場での学習時間、テレビの視聴時間、テレビゲームの時間、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをする時間といった子どもとメディアとの関係についての調査も行われました。

文部科学省のまとめによれば、教科の平均正答率が高い児童・生徒ほど、朝食を毎日食べる、学校の授業以外での学習時間が長い、携帯電話やスマートフォンの利用時間が短いといった傾向が指摘され、学力と家庭での過ごし方に一定の関係があることが指摘されています。

旭市においては、家で学校の授業の予習や復習をするかという質問に対しまして、している、どちらかといえばしているといった肯定的な回答の割合が、全国平均に比べて高い状況にあるものの、家庭や学習塾等の授業以外の場で、例えば1日当たり2時間以上学習する児童・生徒の割合が全国平均に比べて低いこと、また、小学生においてはテレビやゲーム、スマートフォン等に充てる時間が、全国平均に比べて長いといった傾向があることが分かりました。

学力の向上には、児童・生徒の家庭での過ごし方も大変重要であることは言うまでもありません。そのため教育委員会では、学力向上対策の取り組みの一つとして、今回の調査結果を踏まえた学習面での対策に加えて、テレビやテレビゲーム、スマートフォンといったメディアとの関係などについて取り上げた、家庭教育啓発のためのパンフレットを作成する予定でございまして、現在準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございました。

非常に学力とまた生活状況との関連性、相関関係というのは、何となくそれはそうだと分かってはいても、やはりそういったデータで示していただけると、やはり生活の改善、また家庭での生活状況を見直すこと、家庭学習を強化すること、いろいろ見えてくることもございます。ぜひ、明確なレポートとして、家庭と共有していただければと思いますので、よろしく願いいたします。これは要望でございます。

次に、オリンピック・パラリンピックの練習招致についてお伺いいたします。

このオリンピック・パラリンピック関連に関しては大きく一括して再質問させていただきます。

まず、県の示す方向性の中で調整ということなのかと理解しますが、先んずれば制するという例もございます。実際鴨川市では、早くから車椅子バスケットなど、パラリンピックに、これは目標を絞って誘致を進め、9月の補正予算で合宿招致に向けた補助費、あるいは車椅子ロードレースの大会開催費や施設整備費などを計上しております。正直申し上げて、ちょっと出遅れてしまったのかなという思いがございます。

県のほうでもキャンプ候補地の調査に係る業務委託が内定して、年度内にも国内外向けのプロモーションの基盤が整うようでございます。招致活動そのものが市のPRやスポーツ振興の一助にもなると思います。

先の全日本陸上選手権大会、そちらで走り幅跳びで優勝した旭二中の杉村さんですか、そのような本気で五輪を目指しているような子どもたちもおります。彼らの夢や目標の実現を力づけるという意味でも、場合によっては近隣市との協力のもと、さらにぜひ迅速かつ強力に推進していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（石嶋幸衛） それでは、現在直接競技を招致しているところではございませんが、市として今行っているものとして、卓球競技は旭市で開催しております。本年7月には、7月20日から27日まで、日独、ドイツとの交流卓球、8月には千葉県の夏季中学生卓球大会、それと先週ですが、9月5日から7日まで6日間、世界ジュニア男子日本代表選考会、こういったものを総合体育館で開催しております。これは日本卓球協会、千葉県卓球連盟、市の体育協会等のお力をお借りしながら開催しているところです。

今後も、体育協会など団体にも相談しながら、これからも競技の招致について進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。

ぜひ、強力に推進していただければなと心から願う次第です。

続きまして、続けてですが、この夏、青森から東京まで15日間かけて、東日本大震災の被災地をリレーするという「未来(あした)への道・1000km縦断リレー」、こちらが開催され、

旭市も中継地点となりました。このコースがそのまま聖火リレーのコースにという声もあるようですが、その点に関しまして何か情報がございましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（石嶋幸衛） それでは、聖火リレーのコースに関して何か情報はあるかということですが、1000km縦断リレーは、新聞報道等にもございますように、東京都並びに東京都スポーツ文化事業団が主催となりまして、この目的を東日本大震災の風化を防止、それと2020年、オリンピック・パラリンピック競技大会の聖火リレーを視野に入れたルートを走る、3番目といたしまして全国と被災地とのきずなを深めることとしております。

また、このリレーは2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会まで開催されると聞いております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ぜひ、そのコースに指定されるように期待するところですが、続きまして質問させていただきます。

練習招致の実際の会場ですが、やはり東総運動場と総合体育館ということになるのかと思いますが、総合体育館についてはかねてから指摘もあるように、アリーナに空調がないという状態でございます。実際に、先日ある大会で1日体育館の中のほうにいたんですが、やはり夏場は閉め切っていると、とても熱気で物すごい暑さになります。通常の体育館であれば空調というのは望まなくてもいいかもしれませんが、例えば競技によっては、高校生以上の全国大会などですと、空調施設が施設要件として必須になってくるということも聞いております。単に市民体育館としてということでしたら、十分に素晴らしいものだと思うのですが、今後大きな大会や国際チームの練習招致と、そういったスポーツプロモーションを進めていくとなれば、これはぜひ検討すべきことではないのかなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 体育館の空調施設についてでありますけれども、つい先日まで世界ジュニア選手権大会の日本代表選考会、男子がありました。外よりも中のほうが暑いというような、私も3日間応援に行ったわけでありますけれども、そんな状況がありまして、日本卓球協会、県の卓球連盟、役員の皆さん方、全部来ておりまして、そのところで話し合いをした

わけでありますけれども、オリンピックの練習場を招致するというのであれば、やはり空調はぜひやってもらわなければ困るというようなことを言われました。

冒頭申し上げましたように、そういったことについて議会の皆さん方の理解をいただければ、その体育館にも空調、そういった部分を、今その見積もりを体育振興課のほうでとらせているところでもありますので、具体的にこれから動くか動かないか、検討していきたいと、そのように思っているところであります。よろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。

非常にご期待申し上げるところでございますが、非常に今後スポーツプロモーション、スポーツ振興の上でも、一つ大きな、東総地域全体での拠点の一つになるのかなと思いますので、ぜひ進めていただけたらなというふうに思う次第です。

また、オリンピック・パラリンピックは、2020年だけが唯一のゴールということではなくて、むしろそこに至るまでの招致活動ですとか、あるいはスポーツ振興の中で、その後に残る、今おっしゃいました体育館の改装を含め、有形、無形の財産を作っていくこと、例えば、パラリンピックの練習招致活動をとおして、障害者スポーツへの理解が深まることですとか、そういったことも大切なのかなというふうに思います。

ぜひこのチャンスを旭市の活性化のために最大限生かしていただけますようお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。国土強靱化地域計画策定モデル調査についてでございます。

国のガイドラインによれば、地域防災計画はもとより、行政全般における既存の総合的な計画よりも上位に位置付けられるものとされています。旭市においてもこれは総合計画や復興計画等の上位計画になると考えてよろしいのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） お答え申し上げます。

国土強靱化地域計画に関しましては、既存の、またあるいはこれから策定される各種計画の上位に位置する、いわゆるアンブレラ計画となります。したがって国土強靱化政策の推進に限っては、市のあらゆる計画の上位に位置されることとなります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） そうしますと、非常に重要な計画であるということを、ただいま認識いたしました。現在庁内において審議が進められているとのことですが、今後の策定に当たって、民間事業者の方々や、あるいは市民の意見を十分に反映させていくべきかと思いますが、その点に関してはどのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 計画策定に当たりましては、旭市国土強靱化地域計画検討委員会を組織して推進していく考えでおります。この委員会の構成に関しましては、学識経験者、それから各種団体の代表者、関係行政機関の職員とともに、公募の2人を含む市民代表4人の委嘱も内定しております。計画策定に当たりましては、市民の意見を反映させていく考えでおります。
以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 続きましてお伺いいたします。

旭市自身の強靱化というのはもちろんですが、旭市自身が被害が軽微であって、他の地域の支援に回らなければならないというような事態というのも想定できるのかなと思います。例えば首都直下型地震、その時に、仮に都市部が壊滅的な打撃をこうむったというような事態に陥った際、食料供給基地としての機能、あるいはまた中央病院の災害拠点病院としての機能等を考えると、旭市が果たすべきその時の役割というのは、非常に大きいのではないかなというふうに思います。とすると銚子連絡道の早期実現等、都市部からのアクセスを強化すべきといったような考え方も出てくるのではないかと思います。

本計画ではそのような他地域に対して旭市の果たすべき役割といったものも、その強化といったものも地域強靱化プランの範疇に入ってくるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 国土強靱化地域計画の策定に関しましては、現在旭市の脆弱性の評価に取りかかっているところであります。しかしながら、旭市には弱さもあれば、他に誇れる強みもありますので、これらの点につきましては、策定に当たり、国土強靱化に寄与すべき旭市の特質として、配慮してまいります。

具体的な旭市の強みにつきましては、議員のおっしゃるように食料供給機能、それから旭中央病院の存在を想定しているとともに、先の東日本大震災の被災経験によるさまざまな教訓を生かした地域の強靱性の発揮という３点を挙げております。

これらの強みを念頭に、本計画の策定におきましては、他地域に対して旭市の果たすべき役割について検証し、より広範な旭市の備えを図るということが当然視野に入ってくるものと思われまます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○２番（高橋秀典） ありがとうございます。

10年、20年さらにまた先を見据えた、旭市のいわばグランドデザインということになるのかと思いますので、ぜひ市民の皆さんの声を取り入れ、また、これからの子どもたちに何を残していくのかという観点から、計画が策定されることを望みます。

次の質問に移らせていただきます。災害協定に関して、再質問させていただきます。

まず、民間事業者の方々との災害協定でございますが、東日本大震災の折には、実際にどのように機能したのか、その評価も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 今回の東日本大震災で、災害協定がどのように機能したかというご質問ですが、一番顕著なのは、旭市建設業災害対策協力会との災害時応急工事等の協力に関する業務協定でございます。この協定により、震災の翌日から道路等に散乱する災害瓦れき等の撤去及び運搬に当たっていただきました。大変迅速に行っていただきました。

また、市内社会福祉法人との災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定により福祉避難所を指定し、通常の避難所では対応できない高齢者等の避難者を受け入れていただきました。

また、食料品や日用生活品等についても、姉妹都市の茅野市やイオンジャスコ旭店等々の各協定先から物資等の供給を受けております。

これらの協定により、旭市では一番早く復旧が進み、被災者の健康や生活が確保できたと感じております。大変感謝いたしております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。非常に既存の災害協定も、実際の震災の際に機能していたということでお伺いいたしました。

まさに強靱化に当たって、ソフト部分としてこういった災害協定の拡充というのは必須なのかなというふうに思いますけれども、今後こういった民間事業者の方々との協定の拡充については、どのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 今後民間事業者との災害協定の拡充をどう考えるかというご質問ですが、南海トラフ地震や首都直下地震といった巨大地震が懸念される中、本市においてもまた、甚大な被害を受けないとも限りません。そうした中で大規模災害の発生に備え、平時から協力体制を整備するに当たり、他の自治体や民間事業所との災害協定の拡充を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。

ところで、非常時の際、物資の供給の確保も大切だと思いますが、例えば震災の時に、実際店舗によっては水や食料品が、その日のうちに売り場から消えてしまったというような例もございます。有事の際に流通が回復するまでの間、いわば買い占め防止のために販売数量等の制限をお願いする、協力をお願いする等の必要もあるのかなと思いますけれども、その点はいかがでしょう。これは私権の制限ということにもなりますので、当然前もって協定等を結んでおくことが必要になると思いますが、いかがでしょう。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 買い占め防止等については、今後民間事業所と協定を締結する場合には、働きかけを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。

では、他の自治体との相互応援協定について再質問させていただきます。

今回の震災でも福島県等から市内あるいは近隣市に避難してきたという方も少なくはあり

ませんでした。いざという時に、避難者受け入れに関する取り決めがあれば、スムーズにいったであろうというケースもあるのではないかと思います。現状、相互応援協定にはそのような避難者受け入れに関する項目はございますのでしょうか。お願いいたします。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 被災者の受け入れについて協定に入っているかというご質問ですが、先ほど申し上げました茅野市、鉾田市との災害応援協定の中には、被災者を一時収容するための施設の提供とうたわれております。今後も他の市町村と締結する相互応援協定においても、被災者の受け入れについて考慮していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） これはもちろん、起きないにこしたことはないわけですが、例えば先ほど申し上げました首都圏の直下型地震等を想定した際に、相当数の都市部からの避難者といったものが出るのかなと思います。今後、都市部の自治体との応援協定を締結する際というのは、そういったいわば疎開協定のような、そういった項目というのでも検討すべきではないかなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 疎開協定という項目も検討すべきということですが、茅野市や鉾田市との災害時相互応援協定にも被災者を一時収容するための施設の提供とありますので、首都圏の自治体と相互応援協定を結ぶ時には、相互の受け入れについて協議したいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。

続きまして、自主防災組織について再質問させていただきます。

補助金の申請の状況については、今のところゼロということで了解いたしました。

先ほど伊藤議員の質疑にもありましたけれども、先の避難勧告の際に、やはり自主防災組織というものがあれば、住民同士が声をかけあって避難所へというようなことも考えられたのかなというふうに、これは想像ですが思う次第です。

やはり自主防災組織というものは非常に大切であり、また迅速に各地域において結成されるべきかなというふうに思いますが、やはりこういった新しい組織、立ち上げ時というのが一番大変なのだと思います。資機材だけでなく、設立時、あるいは初期の運営にあたって、アドバイザー等の招聘をするなどの費用についても、ぜひ支援体制を整えていただきたい、整えるべきと思いますが、いかがでしょう。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 高橋議員のご質問の中に、資機材だけでなく、設立や運営に当たってアドバイザーの招聘をするなど、費用についても支援体制を整えるべきというご質問に対して、お答えいたします。

この自主防災組織補助金は、広報あさひ、今年の5月1日号でお知らせをしております。防災用資機材等の購入補助だけではなく、地域の自主的な防災訓練も交付の対象としております。例えば、自主防災組織が防災の専門家などの講師を招いて、地区で講演会を開くような場合、講師の謝礼や交通費について、防災訓練の一環として補助の対象とすることができます。いろいろなケースが考えられると思いますので、ぜひ市のほうにご相談いただきたいと思います。ただ、質問のあった設立の前に支援体制はということでございますが、それについては、市として丁寧にご相談にのりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 実際これ、地元干潟になりますけれども、こういった自主防災組織を作ろうという機運が少しずつですが盛り上がってまいっています。実際の設立に当たって、まだ困難が予想されますけれども、その設立前の段階からご相談にのっていただいて、柔軟に対応していただけるということでよろしいでしょうか。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 先ほど来から自主防災組織、要するに地域の皆さんで助けあうというのは非常に大切なことでございますので、十分相談に、設立前には相談に応じたいと思ひますので、ぜひ皆さんにも周知をお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。

各地域で、地域の強靱化は地域社会のつながりがあってこそ可能だと思います。逆に強靱化を推進していくプロセスにおいて、地域のきずなが強くなるということもいえるのだと思います。地域防災というテーマを核に、これは世代を超えたつながりが各地域に作ることができますよう行政の支援をお願いして、私からの一般質問を終えさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時45分

◇ 有 田 恵 子

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

続いて、有田恵子議員、ご登壇願います。

（4番 有田恵子 登壇）

○4番（有田恵子） 議員番号4番、有田恵子でございます。

今回の一般質問において、5項目10点について質問いたします。

1項目め、いいおか荘貸付についてでございます。

この日のためにきちんと質問事項を準備はしておりましたけれども、このいいおか荘に関して、事態が急変しております。この件だけは、報告と今後の市の対応について伺うことにいたします。

9月7日、2日前、午後2時半に、旭市役所観光課長の設定で、蔵王観光ホテルの代表者が3人おられるうちの1人、イイダ様という方が話がしたいということで、旭駅の前の公民館2階でお会いしました。これは、私がアポとったわけでも何でもございません。予期せぬことで、お話ししたいということで、伺っただけです。

そのお話は次のようなことでありまして、最初から結論で言いますと、辞退したいということらしいです。それで、いいおか荘管理責任者予定、管理責任者というか、ナンバー2の方なんですけれども、イイダ様、ホテルを代表しましてこの契約を解除したいということで、

今年6月中旬にやめようと思ったそうです。私は黙って聞いているだけです。ただそれを報告しているだけです。

ですから、それで家賃ゼロ、改修費2,256万円で契約して、合格したということで、今や4,000万円ぐらいかかってしまうというような話で、ミサワホームが見積もりをされたそうです。それで、いわゆる業務委託、丸投げの形態でしかこの契約は受けることはできないというふうなことを一方的に説明されるわけです。最後黙って聞いていたんですけども、それでは土地建物使用貸借した話はどうなったのか、あの契約は一体何なのか、わけが分からないような始末なんですけれども、そういうことで、工事が、私、近所に住んでいますから、ほとんど毎日、毎日2回ぐらい見に行くんです。工事を全くやらないから、なぜかなとは思っていたんですよ。それで、このおっしゃることは、改修費全額市役所の負担で家賃ゼロにするなら引き受けるのかというようなことをおっしゃるんですけど、まあそれは好きなこと言ったらいいんでしょうけれども、確かに私は指摘していたことがあるんです。

土地建物を使用貸借契約書という、あの契約書には題名が付いているんですよ。しかしながら、その中身をよく読めば、業務委託契約書そのものなんですよ、実は。それで、その点を私は何度か市役所にもそのことを、これは整合していませんよという指摘はしたことはございます。それで、みやぎ蔵王ホテルの側にもしたことはございます。これでいいんですね、納得されているんですねと念を押したことがあるんですね、1度。それぐらいしか接触が私はないんですが、家賃がただで改修費2,256万円の土地建物使用貸借契約から、家賃がただで改修費4,000万円全額市役所負担の業務委託丸投げを、それだったらやれるというようなことを、まあわけの分からないことを説明して、私は聞いただけでございまして、それで、私はなぜ今こういう話をするかと申しますと、市役所のほうのセットで、市議会議員として会いましたから申し上げていることで、私事ではないと感じましたので、説明させていただきました。

それで、質問です。

これを聞かれて、私、初めて話をするんですよ、昨日、おとといの話ですからね、これ。市としての対応はどうですか。

もうこれ以外言えません。はい。これはこれで一つの質問で終わります。

次、第2項め、フィルム・コミッション、略してF Cと言うんですけども、そのフィルム・コミッション、初めて聞かれた方もおられると思うので、フィルム・コミッションとは、テレビ番組や映画のロケ費用を行政が助成する制度のことを言います。映画を通して、旭市

を広く発信して観光客を誘致、あるいは観光振興や旭市経済活性化を狙うというものであります。

現在、千葉県内では、千葉市、成田市、銚子市、流山市、佐倉市、5市がフィルム・コミッションを設けております。参加しております。市内の観光スポットをテレビとか映画で映ることによってその市の知名度が向上するということ、それが目的だと思います。

私は何年も前から知っているんですけども、こういうフィルム・コミッションを導入、旭市でも考えていただいてもいいんじゃないかなと考えまして、導入を考えられているかどうか、この前も新聞、森田県知事の話も出ましたけれども、それをお伺いしたいということが2項目めでございます。

続きまして、3項目、道の駅についてです。

道の駅のところは、4つの点で質問させていただきます。

1点目、駅長の選定についてでございます。

まず、道の駅のマニュアルというのは、ネットで見ても十二、三個出ているんです、マニュアル。そのうちの一番、千葉県が出している道の駅のマニュアルというのがございまして、道の駅調査研究事業報告書、これはまあお金をかけて研究された報告書でございます。

その中に、鉄則としてございますが、役所を終えた人などを責任者にしないことというようなことが書かれてあります。これ、いい悪いじゃないです、書かれてあるということです。それで、商売のプロでない限り、道の駅というのはこれはやっぱり商売ですから、本当に難しい商売です。

先般、旭市役所退職予定の課長が内定されているということが報道されております。広く公募で駅長を決めていただきたいと願っております。

2点目、コンサルタント会社とは別に市独自で収支計画を立てたかどうかという質問でございます。

船井総研、これは超大手でございます。しかしながら、単なるコンサルタント会社です。この道の駅というのは、地域密着の商売でございます。地元の農家、業者、専門家、全て地元密着でございます。それらの方の経営方針、収支計画、それらの方々の話をよく聞いて、経営方針、収支計画を独自で立てることが、最も経営を有効にする手段だと思います。

そこで、質問です。

独自の計画表を作ったことがありますかということです。

3つ目の質問でございます。

赤字が出た場合の責任は誰がとるのか。これは非常に大事なことであります。一番市民の関心事でもあります。

いいおか荘というのがありました。5,000万円ずつ赤字が出ました。3期連続、出ました。今回の（仮称）道の駅あさひ、これは株式会社でございます。それで、私も株式会社の社長をしておりますが、赤字が出たら大変です。それで、私はショートしかけた時がありまして、ショートしかけた時、貯金通帳2,000万円ぽーンとおろしました。これ全部捨てましたという時期もあったんですね。社長というのは、大変なことなんです、責任が。

ということで、赤字が出た、その資本金、第三セクターによる4,400万円ぐらいですか、資本金。それで旭市が七十何%ですか、3,000万円ちょっとですね、それが1年目に、これ吹っ飛びます。問題は2年目です。2年目から赤字が出る可能性が非常に高い。これをどうしますかという話でございます。

4点目、出荷者、出荷される方は農家の野菜が中心なんですけれども、いろいろなものを出荷されると思うんです。工芸品に至るまで予定されていると思いますが、その現在の応募状況、募集に対して応募者はどれぐらいか。各業者、応募者に対して、募集がどれぐらいなのか、%ですね、これをお答えいただきたいと思います。

次に、大きな4項めにまいります。

三川蛇園線整備事業についてでございます。

1点目。合併時、平成17年新市建設計画での道路新設事業についてと私は書きましたが、その横に、新市、その計画書、私は手元にもございますけれども、これはまた9年ぐらい前の話ですからね、あまり存在いうか、一旦は出回ったでしょうけれども、あまり持っておられない方がいます。だけれども、いつでもネットでとれます。一発でとれます。見ていただいたらいいです。その新市建設計画書の中に、前回の議会でそれにのっとして三川蛇園をやるんだと、明確な答えを何人もの市長から課長から、副課長からも全部いただいております。

三川蛇園線、ありません。207号、208号とは一体どこの線なんですかということをお答えください。

2点目。環境保全、ホタルの里・植生の里対策について。

前回の議会の中で回答をいただいた中で、費用対効果の中で、環境対策が出ていないものですから、今回は、事前に数字を出していただきたいということをお願いしています。

前回、計算の中に、環境対策費と維持費、環境対策をただけではないですよ、続きますから、維持費というのはメンテがかかっていく、その足した金額、そのいわゆる対策をな

ぜ考えなかったのですか。なぜ、そこの数値を抜いたんですか。考えられない、こういうことは。なぜかという、国の社会資本整備事業という大きな題目がありましてね、これ一番重要な、だから国が55%もただで出してあげるというような話のものです、そういうのは抜けること自体があり得ない。その項目、申込書というのがあるんです、計画書。私は現実に知っているんですよ、どんなのか。そういうのを書かないと通らないはず。なぜ出さなかったのかなという話ですがね。あり得ないことです。

3つ目、環境保全コスト・修正建設コスト・用地費・維持費・維持管理費等、コストに対する便益についての、前は1.68というビーバイシーが出ましたけれども、今、計算して、普通に計算したらどれだけ出るかということを事前に質問してございます。

それを教えていただきたいということでございます。

ビーバイシー、ちょっと難しい……これ英語で言うと、Benefit Divided by Costと言いましてね、コストに対して利益がどれだけあるかという、分母がコストで分子がベネフィット・利益ということですね。1以下であればペケですねという話。

最後の5項め、袋公園用地買い取り契約についてでございます。

これは、平成21年5月15日、旭市役所と地権者との土地売買契約についてでございます。

5年前の話ではあります。それで、蒸し返すという言葉があるんですけども、蒸し返すという言葉の意味は、一度解決したことをまた問題にするという意味なんです。疑義が残り解決はされていないと私は認識しておりますので、蒸し返してはおりません。

なぜ今回もお話するかというと、目的は蒸し返すんじゃないんです、再発防止なんです。

私はISOのコンサルタントもやっておりました時期がありまして、根本原因が解決されなければ、根本原因が永久に分からなければ、事件、事件というか、再発するんです。これは鉄則なんです、コンサルタントの。そういう下地がございまして、ここはきちっとしたことで解決しておかなければいけない。私のところにはいっぱい投書が来るんですよ、これ証明せよというのがいっぱい来ます。そういうあれもありましてやっているわけなんです、自分だけのあれじゃないんです。

そこで、ここは1点だけなんです、質問は。

平成21年5月15日の市と地権者との土地売買契約において地権者が、地権者というのは本当の地主ですよ、地権者が同席しなかったことについてなんです。

なぜ地権者が同席しなかったのですかということ。しなくてもいいですよ、本当は。しなかったら条件があるんです。そこは考えておいてくださいよというようなことで申し上げ

ておきました、担当課に。

そうということで、第1回目の質問、これは終わらせていただきまして、席に帰らせていただく。そこからまた質問させていただきます。

ありがとうございます。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 有田議員の質問にお答えを申し上げます。

私のほうから、駅長の選定についてということで、答弁をしたいと思います。

駅長は、公務員上がりでは駄目だというような調査機関の中で、そういった意見・考えがあるというようなことでの質問でありますけれども、私自身としては、駅長は、公務員だから駄目だということは全然ないというように思っております。駅長は、個人の資質、人間性やキャリア、識見、そういったことが本当に大事だと、そんなように思っているところであります。まして、旭市につくる道の駅でありますので、旭市のことをいろいろなことで十分周知しておる方が一番最適だというようなことの中で、他薦・自薦・推薦の中で、応募された方の中で、選定委員会を開きまして、その中には民間の方もいるわけであります。その中で選定をしたわけでありまして、民間の方々も応募をしてくれました。その中で選定をしたわけでありまして、私自身としては、最高の人材を選べたのかなと、そんなように思っているところであります。

ほかの道の駅の事例においても、県外はもちろんでありますけれども、県内でも元公務員の駅長で成功しているところはたくさんあるわけであります。

駅長において最も重要な点は、地域の活性化への意欲、旭市への道の駅への情熱、思い、そういったものを持っているかだと、そんなように認識して選考したところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員のほうから、いいおか荘につきましてのご質問を最初いただきました。お答えさせていただきます。

最初に、冒頭、議員のほうから、日曜日、みやぎ蔵王のイイダさんという方と有田さん、話し合いをセットしたという話がありました。セットというよりも、ちょっと連絡をさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。私も同席したわけではございませ

ん。向こう側から、有田さんと話し合いをしたいということで、それではあなたと有田さん直接に電話連絡したらどうですかという話をしたならば、それは市として無責任でしょうと、まあそんなこともありましたので、では、あなたの都合のいい時間は何時ですかということで、それを有田さんのほうにお伝え申し上げたら、都合いいということで、そんなことで、場所を市民会館を確保させていただいて、会うきっかけを作らせていただいたと、そういうことでご理解いただきたいと思います。

この話の、実は基につきましては、実は6月末にある方、ある方というのははっきり申します。有田さんのほうからみやぎ蔵王のほうにお手紙を差し上げられたと。それが、彼らが、何かいろいろ経営者会議の中で相当問題とされておりまして、ただいろいろな手紙の内容でしたので、彼は一時期、その内容を見捨てさせていただいたと、そういうことを聞いております。

ただ、そのままではいけないだろうということで、我々も何か進展なきゃ、このままでは困ると、そうした中で、昨日、みやぎ蔵王の相談役のイイダさん、役所のほうへ来ていただきました。市長にも会っていただきまして、それで、その話の内容を話をさせていただきます。

これは、私どもの臆測じゃなくて、みやぎ蔵王から言われた話です。

今まで、ご承知のように、来年の4月に向かって再開に向かってやっておったわけでございます。それで、プールに合わせるように1階も直せということで、快くご承知のように1階の部分、修繕、直しております。経費的には、250万円かかったと。それで、今までのいろいろな電気代も業者側の負担ですので、100万円くらい、合わせて350万円、そういうくらいの経費がかかっておったと。それで、この経費につきましては、いろいろ旭市で、ここで経営するのが彼らの口から危険があると、そういう表現が来まして、そういうようなことで、今までの350万円につきましては、ちょっと言葉は悪いんですけども、捨ててもいいから、これ以上の経費の負担については危険があると。そんなことで、来年4月の開業を、これをひとつ白紙にさせていただきたいような、そういう旨が、話、昨日ありました。

それで、市の対応としましては、いろいろ話をしたわけですが、これは組織として、来たイイダさんの話でありますけれども、我々は高山という代表と契約してあります。そのようなことで、ホテルの代表の名前をもって、文書で状況の説明と併せて、9月いっぱいをめどにしまして、ひとつ文書で報告をしてよこせと。後々、例えば、かかった経費を市に請求するとか、そういうことも困ると。そのようなことで、文書をもって4月末までに報告を

よこせと、そういう指示を昨日出してございます。

これが、現在の状況と、今、市において対応していることでございます。

2点目につきまして、フィルム・コミッションの導入についてご質問をいただきました。

今、議員のほうからありましたように、フィルム・コミッション、映画やテレビドラマ、こういう撮影場所の誘致や撮影等を支援する組織でございます。

現在、千葉県には、市の中で、銚子市、成田市、佐倉市、流山市、4市に設置をされております。この旭市につきましては、フィルム・コミッション、組織は設置しておりませんが、いろいろ映画会社あるいはテレビ局等から直接問い合わせがございまして、

本年、撮影には至りませんでした。千葉県フィルム・コミッションを通じまして、あるいは制作会社、そういうようなことで、映画の撮影が問い合わせ4件あったところでございます。ただ、テレビ局につきましては、8月27日にNHKの朝の番組で上永井公園、9月1日にはフジテレビのお昼の番組で、矢指ヶ浦海岸での地曳き網、こういう様子が放映されたところでございます。

このように、旭市にフィルム・コミッションは組織されておきませんが、引き続きまして、個別での対応、そういうようなことで、千葉県フィルム・コミッションと連携を図りながら撮影の誘致、こういうものを図っていききたい、また、旭市をPRしていききたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、企画政策課のほうより、道の駅の2番、3番、4番につきましてご回答申し上げます。

コンサルタント会社とは別に、市独自で収支計画を立てたかということについてお答え申し上げます。

現在、契約しておりますコンサルタント会社につきましては、総務省の外部専門家アドバイザー、これは地域人材ネットに登録されている方、この方をお迎えいたしまして、道の駅における販売や飲食、また運営組織の設立など、経営における専門的な支援をお願いしております。

道の駅の収支計画につきましては、市独自では計画は立てておりませんが、アドバイザーからの専門的な支援を受けながら、建設準備委員会において検討を重ね、収支計画を見込んだ第三セクター設立計画を策定しております。

続きまして、3番、赤字が出た場合の責任は誰がとるかというご質問ですが、道の駅の経営につきましては、平成27年4月に設置予定しております株式会社第三セクターが行います。

この会社の収支計画につきましては、旭市道の駅第三セクター設立計画において、5か年の運営計画を立てております。

その中で、将来の社会変化や、今後、競合するであろう可能性の高い企業等の出店やリニューアルを勘案し、さらには低成長の売上予測を算定しておりまして、その結果、営業期間が6か月間となる開業初年度以外は赤字を想定しておりません。

4番目の出荷者の応募状況ということに対しまして、お答え申し上げます。

現在、道の駅への農畜水産物出荷希望者及び加工・物産品、出荷希望者を市内優先で募集しているところでありますが、8月31日現在の応募状況につきましては、農畜水産物の出荷希望者が119名、加工・物産品の出荷希望者は36名、計155名です。

特に、農畜産物出荷者の応募人数につきましては、当初、計画の中の目標が150人であります。そのことから申しますと、人数的には初年度の予定になっておるんですが、ただ、この中身の分析というんですかね、どういうものを出荷するかという品目別、その辺の分析が必要だと思いますので、その辺は今後、詳細に分析いたします。

将来的な、平成31年等を見込んだ出荷者数の予定というのは、300人を予定しています。

今、募集期間、いずれにいたしましても9月30日までですので、引き続き、周知等を図って参りたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、4番目の三川蛇園線整備事業、そのうち1点目でございます。

新市建設計画に位置付けられた0207号・0208号はどこかということでございました。

まず、0207号線につきましては、国道126号飯岡バイパスから蛇園線の区内に向かっていく路線でございます。

また、0208号線につきましては、途中から、通称大坂と呼ばれておりますところから、鶴巻保育園・鶴巻小学校へ向けて行くルートでございます。

議員、前回もそうですが、今と違う路線のことをおっしゃっておいりましたので、現在、事業整備中でございますルートにつきましては、新市建設計画、それから総合計画等々を踏まえた上で、これまで幾つかのルートを再検討してきまして、将来を見据えた結果が現在のル

ートということになっております。

それと、2点目でございます。

環境保全対策、なぜビーバイシーになかったのか、これは前回もお答え申し上げましたが、国からは求められておりません。といいますのは、自然公園区域、あるいは環境保全区域に指定をしている場所へこのような工事をやる場合には、いわゆる環境影響評価調査、通称環境アセスと申しましたですか、これらを国から求められるケースがございます。今回の計画にはそのような区域がございませんので、環境対策費は見込まなかったものでございます。

それと、3点目でございます。

いわゆるビーバイシーの修正はどうなんだとかということでございますが、前回お答え申し上げましたが、現在、JR並びに公安委員会等々とまだ結論が出ておりません。したがって、分母とすべきコスト分がはじけない状況でございますので、現在はビーバイシーの修正分ははじけないということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） それでは、私からは5番目の袋公園用地買収契約についてお答えいたします。

平成21年5月15日の市と地権者との土地売買契約において、地権者が同席しなかったことについてということですが、この契約につきましては、平成21年5月12日に地権者に来庁していただき、土地売買契約の内容についてご説明し、地権者の了解のもと、本人より関係書類に署名捺印をいただいております。

この後、市内部の事務手続きを経て、公印を使用した平成21年5月15日をもって契約日としたものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 1番のいいおか荘貸付、これは、私に説明したのと同じように、結局は辞退ということで認識してもよろしいですかね。課長にお伺いしたいんですけれども。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 昨日も、話の中で、辞退というか、来年3月に向かって借受側としてやるというのは困難であると、そういう認識は聞きました。それで、私のほうからも、

これは何かできないのかな、ちょっと誤解している部分もないですかという部分も話をしました。ただ、なかなか、話し合いの中でという部分もありまして、ただ、我々も、言葉だけではなかなか先行かないところで、日にちを区切って9月末までに会社としてちゃんとしたことを辞退の理由なり、もし辞退の理由なりをちゃんと書いてこいと、それと併せまして、今までかかった、先ほど言いました概算350万円、これも全て放棄するという、そういうことも含めてちゃんと書いてこいということをしてあります。それと、今までの電気代等につきましても、併せて放棄ということですね。そんなことでございます。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） ありがとうございます。

代表の方が私に言ったのは、その最初の応募計画を立てた一人の、オオハシさんという、その人が作文というか、あれは単なる作文であって、あの方はもう首にしました、そういう内輪もめの話をすごく聞かされた……それはどうでもいいんですけど、そういう経緯があったということだけ申し終えて、このいいおか荘のことは、私はあまり関与できるものではないと思っていますので、これで打ち切ります。

これはこれで結構ですので、はい。

（発言する人あり）

○4番（有田恵子） はい。フィルム・コミッションについてでございます。

先ほど、課長の説明どおりで結構でございます。

私のホテルなんかにも、もうこのフィルム・コミッション、関係なく土曜ワイド劇場とか、いろいろな、実際にテレビ局が直取引言うんですかね、来られます。それで、何回か撮影を現実にされております。それを、うちだけじゃなくて、もっといいところがあるかも分からないスポット、観光スポットがあるかも分からない、だからネットにも出ていないというようなところもあるかも分からないので、それを観光課が発掘していただいていたならそれでいいわけで、別にこういうお金かけてまで、補助金まで与えて映画会社に来てもらう必要も本当はないんですけども、こういうのがあるという紹介だけさせていただいたということでございます。

これも、これで結構でございます。

（発言する人あり）

○4番（有田恵子） いいですか。

それでは、ここからが本番なんですけれども、道の駅のところで、先ほど答弁していただ

きました。

要は、駅長が、本音を言いますと、誰になろうともいいんですよ。ただ、私は言いたいの
は、赤字というのを避けたいと。それだけで、全ての物事を申し上げているわけなんですよ。
もともと駅長の選定というのは公募だと聞いて、新聞にも載せて、いすみ鉄道みたいに全国
から700人ぐらい来るとか、そういうのをしたほうが知名度が上がるんじゃないかなと、旭
市自身にね。こんな、やりたい人いっぱいいますよ、こういう類の仕事は。我こそはという
人は、全国にいるはずだと思うんですよ。何も、そんな、近隣だけでする必要はないんじや
ないかなということで、いろいろな意味で公募していただきたいなと思っているわけなんで
すね。一番大事なことは、赤字を出さないということなんですけれどもね。

それで、続けて、これいいですか、2項めに入っているいいですか。

コンサルタント会社とは別に、市独自で収支計画を立てましたかという質問なんです
が、ちょっと日本語をもうちょっと聞きとっていただきたい。

独自に自分の鉛筆で計算機持ってやられましたかということを知っているんです。船井総
研は私はもうよく知っているんですよ、友達いますから。あの人たちのやっていることとい
うのもみんな分かっているんですよ。道の駅バージョンに思っていますからね、ぱーんと、
売上げぱーんと1回上げたら全部出てくるんです。そういうんじゃなくて、ここ独自の地域
密着のもうどろどろとした、この旭市独特の特徴を知らながらやりましたかと。野菜一つと
っても、キュウリとか、全然違うんですよ、売上げが。みんな違うんですよ。物も、いいも
のもあればね……。だから、そういうのを入れながら、コスト計算、計画を立てましたか
ということを知っております。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 先ほどの回答の中でも申し上げたんですが、いきなり私どもが
集まって、そういったいろいろな基礎データ、それは持っておりませんので、やはりそうい
うノウハウのある船井総研にデータのそういった収集ですかね、これは過去のいろいろなデ
ータがありますよね、そういうものを基に、私どもの地域に合った算定をしたわけですね。
例えば、10キロ圏、20キロ圏、30キロ圏、これは用途を特定する、そういう、まずそういう
ことがあったり、それから、今言われた農畜産物、これも加工を入れて111種目の品目から
の消費する、消費のその基本というのは、家計調査ですね、これは総務省が出している家計
調査、これは生活保護なんかでも使う、そういう調査データを千葉県なりのマーケットサイ

ズに落としまして、そういう積算を詳細にやっております。

しかし、これが私ども独自に今作られたかという、そうではなく、そういったデータの基礎データとして船井総研からいただいたというのが実態です。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） ちょっとやっぱり申し上げている趣旨がずれていると思います。

要するに、その辺の、その辺のといったら悪いですけどね、商売人ですね、例えば何でもいいんですよ、ラーメン屋経営でも何でも。もう本当にそこら辺の露店の野菜売っている人、そういう人からの情報というのが一番いいんですよ、実際はね。

そういう、何ていうかね、ネクタイ締めて計算しても駄目なんですよ。現場行って、商売人の意見を聞く、ちょっとラーメンでも食べて、「このごろ景気どう」とかね、「売上げどう」とか、「何人ぐらい入っているの」というようなことを聞く、それだけでも分かってくるんですよ。それかける数字でやれば、売上げが上がってくるんです。

要は、売上げの額を算定するのというのは、これは本当に大変なんですよ。船井総研から言われた4億円、5億円と簡単に言いますでしょ、1回、5億円稼いでごらんなさいよ、本当に。100円の物を、ただで仕入れた物を100円で売ったことはありますか。1回やってみてください、難しいですよ、本当に難しいよ。ただで仕入れてきた物ですよ、畑でも何でもいいです、拾ってきたものでも何でもいいですよ、それを100円でご自分で1回売ってごらんなさいよ、難しいですよ。でね、商売人というのは、そういう苦労をしながらやっているんですよ。

（発言する人あり）

○4番（有田恵子） あの人がしゃべる……

その中から、売上げというのはにじみ出てくるというか積み上げて出てくるものなんですよ。船井総研みたいに、東京でネクタイ下げ、大学出てね……、そんな人から聞いても駄目、あれは、あの数字は参考で、参考なんです。めちゃめちゃつぶれます、本当にやれば。

私はこういうこと何で言うか、自分のとこの売上げが5億だから分かっているんですよ、これ。365日営業かけて売上げを保とうと思ったら、業として、業としてですよ、やるとき、どれだけ苦労するか……

そういうことをやれとは言いませんけれど、そういう苦労の中で商売があるんですよというのを私は申し上げたかった。

その中で、赤字が出た、どうなるか……時間ありますか、いいですか……

(発言する人あり)

○4番(有田恵子) 税金でしょう、これだけは絶対避けてください。そこが言いたいばかりにいちやもんをつけているんです、駅長がどうかこうとか。別に課長さんのこと嫌いでもなんでもないですよ、好きですよ、私、はっきり言わせてもらおうと。本当ですよ、好きなタイプ。

(発言する人あり)

○4番(有田恵子) そんなこと言ってるわけじゃないんです。

(発言する人あり)

○4番(有田恵子) 告白……、本当ですよ。

要は、赤字にならないようにどうしたらいいかということを考えていただきたいということを行っているんですよ。

これで終わりますわね、道の駅は。

○議長(高橋利彦) 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長(伊藤 浩) 何回も言うようですが、確かに船井総研の指導を受けて、それで建設準備委員会でしっかり協議しております。ですから、その中で、本当に、何と言うんですかね、商売をやっている方に直接私どもが出向いて、事情聴取したとか、そういった実績を聞いたということはないんですが、委員さんの中にもそういう方がいらっしゃいます。

そういうことで、今、有田議員さん言われた内部での地域性と、いろいろな情報が協議されたということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長(高橋利彦) 有田恵子議員。

○4番(有田恵子) 4つ目の項目、三川蛇園線に移りたいと思います。

ちょっと要望なんですけれど、もうちょっとははっきりと話、マイク付けて、声を、話……何を言っているか分からない……ごめんなさいね、ちょっと。私も、それちょっと注意されたもので、今回ちょっと気合い入れてやっているんですけれどね。ちょっと気合い入れましょうよ。

要するに……あまり時間ないんですけれど…

(発言する人あり)

○4番(有田恵子) 新市、ここちょっと言っておきますが、新市計画、新市…何ですかね…新市建設計画、平成17年のものと、平成19年の新しく作ったものとは違いますよ、時差があ

りますからね。あなた方が、建設課が言っているのは、平成17年に、何ですか、新市計画の合併時、こればかり言っているんですよ、だから、違うということを私は言っているんですよ、嘘をつくなということを言っているんですよ。嘘をつく…嘘…あのね、207、208号線は、私、地図で全部調べていますよ、もう何もかも調べているの、もう、こういうのは。どこの線か分かっているの、ロンパリの線ですわ、全然接触のない…、だからもうこれ全く嘘です、はい。それで、環境対策、もう一つ言いますね、課長さん。環境対策、三川蛇園、このホテルの里、こんなもの全然違うとこだからいいじゃないかよ、あなたは、前、どこの課にいたんですか…

(発言する人あり)

○4番(有田恵子) 本当に。いい加減にしたらいけません、本当に。どこの課におられた方なんですか、建設課の前は。本当に。でしょう、農林課、ばりばりの農林課でしょいな……分かっていてなぜあなたは、重なっているのに言わないんですか、話ししません。

○議長(高橋利彦) あのね、有田議員、有田議員……。

○4番(有田恵子) ちょっと違反しましたか。やめますか。

○議長(高橋利彦) もう少し簡単明瞭な質問をお願いしたいと思います。それで、あまり個人的な感情を出さないように。

○4番(有田恵子) はい。ネットでも結構言われています。感情を出すなど。

費用対効果の計算の中に環境対策費を忘れて、抜けているということ自体があり得ないということを申し上げたいんです。ということです。きちっと……17億円のぶち抜き工事代、それが出していない、出していないと、みんな知っていますよ。1万人ぐらい知っています。だから、そういうのは、値引きしても無理でしょう、上がる一方ですよ、今は。だから、そういう意味で、17億円ということで、計算して出してください。もういいですから。ということです、ここは。

(発言する人あり)

○議長(高橋利彦) 答弁いいですか。

○4番(有田恵子) だから、出してください。出してくださいねという要望をしている……

○議長(高橋利彦) では、ここで暫時休憩します。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時35分

○議長（高橋利彦） では、再開します。

有田恵子議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） まず1点目のルートの件でございます。

最初の質問でもお答えしましたが、私のほうからは、平成17年での計画時のルート、それと現在のルートは違いますよということをお答えしております。

それと……順番で行きます。そうですね、環境対策ですが、私は前職は農水産課長でございました、間違いございません。多分おっしゃられているのは、出清水管理組合への補助金の関係だと思います。あれは、環境保全対策という部分ではございませんので、資源循環型農業のモデル実践地区、そういうことで補助金を出しております。

それと、ビーバイシーの再算定ですが、申し訳ございませんが、現在のところはその数字が固まっております。再算定するにも、我々も、数字の固まらない以上は余計なお金をかけられないということで、ご理解をしていただきたいと思います。

それと、ルート変更を再度申し上げておきます。

確かに、平成19年6月の時点では、会議録にもございます。2ルート検討していますということをおし上げております。それと、平成21年3月では、当時の市長より、やはり現在のルートで行くべきであろうということをお答えしました。

それを受けまして、平成21年9月には、一般会計でビーバイシーの補正予算をお願いしてございます。当然ながら、市長の提案理由並びに補足説明、それと常任委員会での建設課による補足説明、これでお示しをしてございます。これまでも、歴代の担当課長のほうも真摯な態度で説明をしてきております。なおかつ、この常任委員会ของときには、新たなルート、これをお示ししてございます。こちらがそうでございます。1ルートということで、これで行くべき、3月の市長答弁を受けまして、建設課のほうで補正予算を組みまして、このルートをお示ししてございます。これが経過でございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 新庁舎の建設のことを最初の時間帯でやっておられましたよね。何を課長さんが言っていたかということ、市民のパブリック・コメントとか市民の皆様の意見を聞いて

て、聞いて、聞いて、聞いて、時間がかかるんですよ。それで今回、この道路、市民の意見を聞かずに何で急いでやったんですか。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 市民への説明ということでございますけれども、これまでの私の記憶の中でも、蛇園地区の方に説明会は開催をしているというふうに認識しておりますが、以上でございます。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） まだいけますか。

○議長（高橋利彦） もう1回。

○4番（有田恵子） 開催していないと言っているんじゃないですよ。工事で結構やってから、なぜ開催するんですかという話なんです。順番が間違っているでしょう。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） ちょっとタイミングが……はっきりと私、今、申しません。確認しないと答えようがないんですが、現場の仕事、工事を開始してから説明会を開いたという認識はちょっと私はないんですが、ちょっとその辺のタイミングがよく分かりません、はい。

（発言する人あり）

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 土地売買契約について、地権者が同席されなかったんですよ。地権者の意味は分かりますか。地権者、これ、地権者とは、地主です、元地主、仮登記は違いますよ、仮登記している人は地権者ではないです。これは証明できますか。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） この契約の時に同席していたという事実に関しましては、当時の職員複数から証言をとっていますので、間違いございません。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） そうしましたら、なぜ1年後にどなり込んできたんですか、地権者が。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） そのような事実は存じません。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） それで発覚したことで大問題になって、大騒ぎになった話で、議会の議事録が書かれてあるんですけれどもね。それを確証できますか。で、先ほどの……時間がある限りやります……。地権者と市との契約内容、この、いなくてもいいんですよ、別に、委任状があれば。私が問題にするのは4つの点、ちょっとメモしておいてください。

委任状、期間ちゃんと書いた本物を提出されていますか。要するに、いないんですよ、地権者と市だけでやっているんですよ。だからこそ、1年後に金額が違うからどうなっているんだということ、その時にいらっしゃったら、地主がいたらこんなことにならないんですよ、この事件そのものが。1番言いますよね、委任状がちゃんとあるか。これは、日付を見てください、日付、印鑑。2番目、契約者の地主の筆跡鑑定をやってください。鑑定。字が違いますよ。3番、契約書の地主の印鑑、実印ですか、三文判です、全然ばらばらの押しています。4番目、振り込みのための銀行、2,000万円の振り込みの2,000万円した銀行の通帳、本来、ここ大事ですよ、本来、その地主が所有していて自分の物だと認知している銀行通帳ですか、この4つ。

これを、証拠として挙げてください。

これで、以上、終わります。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 勝手に置きかえられても困りますけれども、先ほど言いましたけれども、5月12日に実際、職員が地権者と同席して、その場で署名捺印しておりますので、委任状は不要だと思います。それから、筆跡ですけれども、当然その場で書いていただいています。そのほかの書類も、請求書なりいろいろ書いてもらっていますけれども、その筆跡も同一とみなしております。あと、印鑑についても当然実印ですし、印鑑証明も添付してございます。ただ、通帳に関しましては、当然本人が通帳をお持ちになって、その場で通帳の口座番号を書いたと聞いておりますので、その間違いはないと思います。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） これで、有田恵子議員の一般質問は終わります。

一般質問は途中ですが、4時まで休憩します。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 4時 0分

○副議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◇ 太 田 將 範

○副議長（平野忠作） 続いて、太田將範議員、ご登壇願います。

（9番 太田將範 登壇）

○9番（太田將範） 座席番号9番、日本共産党、太田將範でございます。

ただいまより一般質問を行います。

まず、大きな第1点ですけれども、市税の滞納整理についてお尋ねします。

市税の滞納についてどの程度あるのか、ざっくりばらんな説明をお願いしたいと思います。

次に、（2）番目として、鳥取県が児童手当が振り込まれた預金口座を、即差し押さえ処分をして換金化したと、この処分に対し裁判で争われ、鳥取地裁、広島高裁ともに鳥取県が行った差し押さえ処分は違法であるということから、差し押さえた児童手当を返金している。この裁判についての説明をお願いいたします。

また、この裁判により旭市の滞納整理の基準といたしますか、特に差し押さえ禁止財産であるものが預金口座に振り込まれたときの取り扱いについて、今までのやり方を変える必要があるのではないかと思います。その点についての説明をお願いいたします。

大きな2番目として、どうしても税金が払えないという方の場合には、納税の緩和措置というものがございます。どのような方法があるのかお尋ねいたします。

また、（2）としまして、どのような場合にこの納税緩和措置が認められるのか、その要件についてお尋ねいたします。

（3）として、差し押さえと納税緩和措置と同じ税務課が行います。非常に、徴収の権限というのは強い権限を持っておりますので、このやり方がもろにもろ刃の剣となって、大変苛烈な徴収にもなるし、納税者のためになっていくような納付の仕方をするような税務行政にもなるわけです。

ですから、その判断基準といいますか、納税緩和と差し押さえで押さえていくというやり方についてどういうふうに現場では行われているのか質問いたします。

次に、滞納整理のマニュアルについてということです。

市税の徴収は、権限は先ほど言いましたように絶大なものがありまして、執行の仕方を誤ると、市民の権利を侵害する可能性もありますし、また国税徴収法によっているんですけれども、具体的な事例はあまり説明がついておりません。非常に抽象的な規定になっております。

ですから、滞納整理に関するマニュアルを作成し、市民にとっても透明性の高い税務行政を行うようにお願いしたいと思います。

次に、大きな3番としまして、学校図書館費の充実について。

学校図書館の充実を求める請願が、平成23年12月議会で全員一致で採択されました。私が紹介議員となった請願というのは、これただ一回だけなんですけれども、この中では、学校図書館費の大幅増し、学校図書館図書標準の達成、3、学校司書の配置の3点であり、その後どのような取り組みがされているのか、報告をお願いしたいと思います。

4番目として、市内小・中学校のエアコンの設置について。

最近、非常に涼しくなりまして、質問しづらくなってしまったんですけれども、今年の場合はやはり大変な猛暑でした。ここ数年来、暑くてたまらないといったときと、非常に寒くて凍えてしまうという、こういう気候変動の激しい時期を迎えているのではないかと思います。

私の知っている匝瑳市の先生なんですけれども、生徒さんが暑過ぎて集中力がなくなってしまうと、授業が成立しなくなってしまうというそんなことをおっしゃられていました。

小・中学校の教室にエアコンの設置をしている自治体が増えております。全国的にも設置率は上昇しており、30%になっておりますし、千葉県内でも25%になっています。

ところが、100%設置している自治体がある反面、ほとんどゼロに近い自治体があります。旭市の場合、どのようになっているのでしょうか。説明をしてください。

次に、5番目としまして、中小企業振興条例について。

昨年の12月議会で、条例化に向けて検討するという方向が市長より示されました。

これは、中小企業基本法の第6条により、条例化を「責務」という言葉で県・国・市町村の役割を定めております。理念法ということで、大変残念なんですけれども、対象にしている事業者が中規模以上でベンチャー企業、それから先端産業、IT産業、商店街といった集

団、こういったところへの助成ということで、なかなか該当する事業者さんが旭市にいないということから条例化されておられません。

しかしながら、地方経済の活力の低下などとともに、地方の商工業や農漁民が減少しつつあり、人口が減少していく中で、地域経済における自営業者の役割が再認識されております。農商工等連携促進法など、6次産業化の育成というようなことが叫ばれております。商工側の振興といたしますか、それだけではなくて、ほかの幅広い業種を巻き込んで、地域振興条例といたしますか、政策と、計画といたしますか、そういった方向に国の方向も定められてきております。

こうした振興策が今までどのように議論、検討されてきたのかお尋ねいたします。

(2) まちなか商店リニューアル助成事業について。

高崎市が昨年4月から実施しましたまちなか商店リニューアル助成制度は、1年間で738件、これは市内業者の十数%になるということらしいです。4億3,960万円の助成を行い、10億2,000万円を越す改修工事や物品購入が行われました。

この制度とともに、住宅リフォーム制度の活用もあり、地域の中でお金が回り始めており、地域の活性化にもなっております。この制度の内容についてお尋ねいたします。

6番目として、小規模企業振興基本法について。

(1) 市の取り組みについて。

小規模企業振興基本法が先の国会で成立いたしました。

この法律は、中小企業の9割を占める小規模企業や個人事業を含む零細な事業者の振興支援を打ち出した点で大きな前進であると思います。中小企業基本法が比較的大きな事業者を対象にしていたのに比べて、こちらは非常に小さい部分についての振興を助成するということになっております。今まで、中小企業制度から取り残された多くの零細事業者への総合的・計画的・戦略的な施策体系を構築し、課題を打開するとしております。特に、中小企業一般と小規模企業との違いを明確にし、これらの企業に焦点を当てた法律として位置付けられております。

小規模基本法の概要の説明を求めるとともに、この法律の実施の上で地方自治体の果たす役割についてお尋ねいたします。

(2) 今後の方向について。

中小企業振興条例、地域振興条例に基づく計画が上位の計画として、小規模企業条例の計画と一体となる中で、初めて全ての商工業に対する振興策が可能となり、切れ目のない施策

や支援を行うことができると考えられます。まだ、法律ができたばかりなので、今後の検討課題ということになると思いますが、市の責務と今後の方向について答弁をお願いをします。

ここでの発言はこれで終わります。

次以降の発言は自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（平野忠作） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、税務課のほうから太田議員のご質問6点についてご回答いたします。

初めに、市税の滞納状況でございますけれども、25年度末で回答いたします。

市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税合わせまして、法人も含め、滞納者につきましては6,047名、滞納金額につきましては11億7,599万458円であります。これにつきましては、滞納処分の強化によりまして、昨年と比べまして1億879万3,085円の減となっております。

続きまして、国民健康保険税ですけれども、滞納者が3,417名、滞納金額は11億1,536万7,954円です。市税と同様に滞納処分の強化によりまして、昨年度に比べ1億750万489円の減となっております。

滞納の主な原因でございますが、納税意識の欠如が最も多く、次いで生活困窮、失業、病气、倒産、経営不振などによる一時的な収入の低下、ローンなどの返済、その他諸々の事情によるものと考えております。

続きまして、市税の滞納整理の中で、鳥取で児童手当の差し押さえ違法判決があったが、市の滞納整理の基準はどうなっているかというご質問に対しましてご回答いたします。

初めに、鳥取の事案は平成25年3月29日に鳥取地方裁判所で出た判決で、鳥取県が滞納者に対し、児童手当13万円が振り込まれた日の銀行の開店直後である午前9時9分に預金を差し押さえ、滞納していた県税に充てました。これに対し、差し押さえの違法性が問われ、違法であるとして鳥取県に返還命令が出たものでございます。

この児童手当などの差し押さえ禁止財産が振り込みにより預金となった場合の考え方ですけれども、こちらにつきましては平成10年2月10日の最高裁の判決において、法律により差し押さえが禁止されている債権であっても、受給者の預金口座に振り込まれ、預金債権となったときには他の預金と区別することが困難となることから、差し押さえ禁止債権としての属性を継承しないという基本的な考え方が示されておりました。

このようなことから、鳥取県は控訴しました。それで、平成25年11月27日の広島高裁松江支部における控訴審判決では、その預金残高のほとんどが児童手当の給付によって構成されていたことから、児童手当の属性を失っていなかったとして、相当額の返還を県に命じたものでございます。

本市としましては、預金債権の差し押さえに対して入金直後であるなど、明らかに差し押さえ禁止債権であると認められるものについては、差し押さえを中止するなど、滞納者への配慮をしているところでございます。

続きまして、納税の緩和措置についての説明を求めるということでございます。納税の緩和措置としましては、大きく三つございます。

初めに、地方税法に基づき一定期間徴収を猶予する徴収の猶予、それから財産の換価について最長1年間猶予することができる換価の猶予、それから滞納処分をすることができる財産がないなどの場合に、滞納処分の停止をすることができる滞納処分の執行停止が主なものでございます。

また、徴収猶予などをした場合には延滞金が2分の1になるとか、全額免除になるというようなこともございます。また、滞納処分の執行停止が3年間継続した時には滞納者の納税義務が消滅するというようなこともございます。

続きまして、納税緩和措置の要件についての説明を求めるということなんですが、ただいま大きな三つの緩和制度がありますが、この緩和制度を受ける場合に要件がございます。

主な要件としましては、例えば徴収の猶予につきましては、地方税法の第15条第1項に規定されておりまして、主なものとしましては納税者または特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災、その他の災害を受け、または盗難にかかったとき、それから病気、負傷したとき等、主に考えられるものとしては、その他もありますが、大きなものとなっております。

続きまして、換価の猶予でございますが、こちらはその財産の換価を直ちにすることにより、その事業の継続、またはその生活の維持を困難にするおそれがあるときという大きな換価の条件がございます。

また、滞納処分の執行停止につきましては、全ての財産調査をしたにもかかわらず、財産がないとか、それから生活が著しく窮迫している、それから所在不明というような大きな要件がございます。

続きまして、差し押さえ禁止財産と納税緩和要件との整合性についてということでござい

ますが、ちょっと分かりにくいかなと思いますが、差し押さえ禁止財産とは最低限度の生活を維持するために必要なもので、具体的には衣服、寝具、家具、業務に不可欠な農機具、漁具、または給与では社会保険料や税金のほか、家族構成により算定される生活費相当額、特定の社会保障給付費などがあります。

したがって、差し押さえの執行に当たっては、今申し上げた差し押さえ禁止財産を慎重に判断するとともに、個々の実態を十分に把握し、滞納処分の執行停止に当たる事由がないかなど、検討しまして整合性を図っておるところでございます。

最後に、滞納整理のマニュアルについてのご質問でございます。

滞納整理につきましては、広報等でお知らせしておりますように、おおむね督促状、文書、電話による催告、財産調査、差し押さえ予告、差し押さえ、換価処分という流れで、おのおのの事務処理マニュアルに従い、事務を行っているところでございます。

財産調査によって、生活困窮などに当たる可能性があることが分かったときは、市税に係る滞納処分の執行停止に関する判定基準というのを作成してありますので、それに基づき適切に進めているところでございます。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 平成23年旭市議会第4回定例会における請願第4号についての報告につきましては、平成24年5月に教育委員会委員長から旭市議会議長宛てに報告したところですが、その後の状況について申し上げます。

請願は3項目ございました。

まず、請願項目の1項目め、旭市の学校図書館図書整備費につきましては、平成24年度の予算は小・中学校とも、それまでの通年ベースと比較しまして、約10%ほど増額していただきました。その後、25年度、26年度は同額となっております。

平成26年度の予算で基準財政需要額と比較してみますと、小学校15校で予算額484万円は、基準財政需要額に対して67.3%、中学校5校で予算額256万4,100円は基準財政需要額に対して、73.2%となっております。

続きまして、請願項目の2項目め、全ての市立小・中学校で学校図書館図書標準を満たすように早急に財政措置をすること、また古くなった本は速やかに修繕、入れ替えをすることにつきましてお答えいたします。

旭市の平成25年度末の学校図書館図書標準につきましては、達成しているのは小学校で15

校中6校、中学校で5校中1校となっております。なお、達成していない学校においても、おおむね80%以上の達成状況となっております。

古くなった本の修繕、入れ替えにつきましては、平成24、25年度に新しく購入した図書は、市内小・中学校合わせて1万2,098冊になります。古くなって廃棄した図書の冊数は1,959冊です。

本の修繕につきましては、各学校の図書主任、学校図書館司書等の職員が中心となって行っており、修繕が不可能となった本や内容の古くなった本につきましては、計画的に廃棄し、各学校の実情に応じて図書を購入することにより、学校図書館の充実を図っているところで

す。

請願項目の第3項目め、全ての市立小・中学校に、専任の専門職である学校司書を配置することにつきましてお答えいたします。

専任の専門職である学校司書の配置についてですが、旭市では学校図書館司書として図書館司書の有資格者3名を採用し、小学校14校、中学校4校を巡回しております。学校図書館司書として各学校の司書教諭や図書主任と連携して、学校図書館業務を行っています。

旭市の学校図書館司書は、独自に学校図書館の企画、運営ができる実を持った人を採用し、司書教諭や図書主任等と協力して学校図書館を運営しております。

巡回校では、学校図書館の蔵書整備や管理、児童・生徒への本の広報活動、新規購入図書や廃棄図書へのアドバイスなど、さまざまな図書業務を協力して行っております。学校図書館が使いやすくなり、子どもたちも本に親しむようになったと、大変好評をいただいております。

また現在、市内小・中学校20校のうち15校に、司書教諭の有資格者が配置されております。

今後も、司書教諭と図書主任、学校図書館司書が協力し、学校図書館がより児童・生徒が活用しやすいよう、その充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは庶務課のほうから、市内の小・中学校のエアコンの設置についてということで、設置状況についてご説明したいと思います。

まず、議員のおっしゃるとおり全国のほうと、千葉県の方の状況、お話しいただいたとおりでございます。もう一度お話しさせていただきますと、文科省の方の平成26年7月1日現在、この資料によりますと、全国では普通教室では32.8%、特別教室合わせますと

29.9%の設置、それに対して千葉県はということですが、普通教室が24.3%、特別教室合わせた整備が23.9%という状況です。

それに対して、千葉県の市町村別のということですが、ゼロ%から100%、おっしゃるとおりです。100%の所が県内に7団体ほどあります。そのうちの2団体、市川市と浦安市は都市部ということ、そのほかの5団体につきましては空港関連の市でございます。騒音対策ということで、100%となっている団体が5団体あるという状況です。

ご質問の旭市の状況ですが、小・中学校のエアコンの設置状況を、数字をちょっと挙げて申し上げますと、普通教室の241教室のうち、特別支援学級の4教室に設置し、設置率は1.7%になっております。特別教室では181教室のうち、コンピュータ室など46教室に設置しており、設置率は25.4%になっております。

以上のような状況です。

○副議長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員のほうから二つご質問いただきました。最初に中小企業振興条例につきましてお答えをさせていただきます。

最初に、中小企業の定義でございます。ご承知のように従業員規模で申し上げますと、中小企業、製造業では300人以下、卸売業・サービス業ですと100人以下、小売業ですと50人以下となっております。国全体では、企業の99.7%、これが実は中小企業と言われております。市内では3,000を超える事業所があるわけですがけれども、ほとんどが中小企業といわれるのかなというふうに考えております。

ご質問の国の中小企業基本法に基づきまして、地域の実情に応じて中小企業の施策を展開するため、市において中小企業施策の基本理念を定めた中小企業振興条例の制定、これは昨年の第4回定例会でご質問いただきまして、現在まで検討を重ねております。

現在まで、千葉県の中では産業振興条例、議員のほうからありましたように、産業振興条例あるいは商工業振興条例、こういう名前で制定をされた事例、県内では17市町村となっております。昨年回答したよりも一つ増えております。

また、参考までに県においての対応でございます。県の中で施策、こういう条例を作っているか。千葉県は、平成19年度に千葉県中小企業の振興に関する条例、これを制定しております。ただし、47都道府県中いまだ作っていない都道府県、これが15あるという、そういうことも聞いております。

こうした中、本市につきましては産業振興、市にとって最も重要な施策の一つであります。

本市においての条例制定、この動きでございますけれども、先進市町村の条例施行後の成果等、今確認をしております。市内中小企業の方々から、今何が中小企業にとって必要施策か、こういうことにつきましても聞き取りを行っております。

ある企業では、条例よりも国のいろんな施策、これをいち早く知りたいんだと、そういう声も聞いております。そういう情報の把握に努めているところでご理解をいただきたいと思っております。

中小企業基本法、第6条、地方公共団体の責務、十分理解しております。また、経済産業省の「地域経済の再生なくして、日本経済の再生なし」こういうかけ声も聞いております。中小企業対策、しっかりこれから対応していきたいと思っております。

続きまして、まちなか商店リニューアル事業につきまして、中身をという話がございました。議員からありましたように、進んでいるところは先ほどの紹介ありました高崎市でございます。

ここでは、高崎市、まちなか商店リニューアル助成事業、中身的には商店の活性化を目的としまして、商業を営んでいる人、これから営業を開始しようとする人、これを対象としまして、2分の1を補助しているものでございます。上限は100万円ということで聞いております。そういう事業の内容でございます。

もう一点、議員のほうから住宅リフォームということでご質問あったかと思えます。ちょっと私が聞き及んでいるところは、この次でお答えしますけれども、中小企業振興基本法、これを審議している中で、参議院の経済審議会、この中でも参考人から住宅リフォーム、これをやることによって経済効果が相当出る、そういうことを聞き及んでおります。住宅リフォームに対しての支援、これが地域経済、地域の職人さん方に仕事が増えてくると、そういうことがあったというふうに聞いております。

続きまして、6番目に、小規模企業振興基本法ということでご質問をいただきました。

ご存じのように、この小規模企業振興基本法、本年6月20日に制定をされたものでございます。同月、6月27日に法律として公布をされた。

法律の趣旨につきましては、全国385万の中小企業、その中でもその9割を占めます小規模事業者、この方々が地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であります。地域経済の好循環を全国津々浦々まで届けていくために、その活力を最大限に発揮させる、そういうようなことでこの法律ができたというふうに理解をしております。

しかしながら、小規模事業者、人口減少、あるいは高齢化、海外との競争の激化、地域経

済の低迷、こういった構造変化に直面しておりまして、売上げや事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えている、こういう現状に鑑みまして、法整備がされたというふうに併せて聞いております。

法の中では基本施策としまして、4本の柱からなります。

一点目は、多様な需要に応じた商品・サービスの販路拡大、新規事業の展開。

二つ目としましては、経営資源の有効な活用及び個人の能力の発揮の促進。

三つ目の柱としまして、地域経済の活性化に資する事業の推進。

四番目としまして、適切な支援体制の整備等々からなっております。

議員のほうからの市の取り組みの規定に答えます。

この法律の中では、国・地方公共団体・支援機関等関係機関相互の連携及び協力を責務としてうたわれております。「責務」という表現でうたわれているということでございます。

今後の方向でございます。

法律の中で、国の責務として小規模企業の施策の体系を示す5か年間の基本計画、これが現在策定をしておるところで聞いております。この策定につきましては、四つの目標と10の重点施策、これを柱に今構成しておりまして、9月下旬の閣議決定に向けて進んでいると、そういうようなことで国の動向を注視しまして、中小企業者の支援策しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） それでは、自席での発言をさせていただきます。

市税の滞納整理の（1）につきましては、あらかたの説明をいただきましたので結構ですが、（2）番目としまして、鳥取県の場合、先ほど課長おっしゃいましたけれども、とりあえず差し押さえをかけると、その上で納付相談をしたりするというのが恒常的にやられていたというふうに聞いております。旭市の預金口座の差し押さえがかなり多いようなんですけども、鳥取県のようなことはない先ほどおっしゃっていましたが、もう一度確認させていただきたいと思います。

それから、差し押さえ件数というのは、このところどうなのか。増えているのか、どうか。

先ほども言いましたように、まず差し押さえをして、その後で納付相談を行うというようなパターンというのは非常に多いように思われます。この鳥取地裁と広島高裁の判決から見ますと、こういうやり方は少しまずいのではないかとということで、担当課のご回答をお願い

したいと思います。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 鳥取のような案件なんですけれども、先ほど申し上げましたように、預金の調査をしまして、内容的なものを把握した中で、うちのほうは差し押さえにできるものはすると。

それから、納税相談ですけれども、差し押さえにつきましては、積極的にやっておりますけれども、先ほどのマニュアルの中でも申し上げましたように、まずは納付の相談等は十二分に行って、催告書等それから電話催告と、要するにそこへ行くまでのできるものについては全てやりまして、その後に差し押さえ等の滞納処分に入っていくというような状況で今進めております。

ちなみに、差し押さえですけれども、25年度の実績なんですけれども、トータルで不動産とか預貯金、給与、生命保険とか含めまして、25年度は780件行いました。前年、24年度は410件でございますので、件数的には大きく増えております。

それから、差し押さえ金額につきましても、25年度は約8億8,000万円、前年度は6億9,000万円ということで、差し押さえの額につきましても大きく伸びております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 差し押さえの額が非常に増えているということなんですけれども、先ほどありましたように、どういうパターンが多いのかということなんです。低所得者で払えないとか、全く払う気がないのかと、大体どのぐらいの比率かというようなことをちょっとお答えいただきたいんですが。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 先ほどもちらっとお話しいたしましたが、やはり生活困窮というところがございます。

納税意識の欠如が最も多いというようなことでしたけれども、それはある程度アバウトなものなんですけれども、実際のところはやはり生活困窮ということで、経済もだいぶ上向いてきたとはいえ、雇用関係等やはり厳しいものがあるのは現実だと思います。

以上です。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 滞納に至る中身の問題もあるんですけども、税務課のほうから出てくる資料を見ますと、未申告といたしますか、無申告といたしますか、そういう方の比率が結構ほかの市から見て多いような感じがします。

そうしますと、例えば実際問題は非常に申告所得が低くて、住民税ゼロになる場合は申告はしなくてもいいことになっているんですけども、そうしますと法定減免とかそういった減免が受けられないということがあるんですけども、こういった無申告者に対する扱いはどのような形でこれから考えていらっしゃるのかお答えください。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 市税の関係で当然無申告者、未申告ですね、その方はおります。大体平均1,000から1,200ほどございます。

うちのほうは、申告が終わって納付書を出した後に、未申告者調査というものを文書をもってやります。その中で、議員おっしゃいましたように、当然福祉サービス等が受けられないとかそういうものもありますので、こういうものが受けられませんよという内容のものの文書を添えて申告のほうをお願いしたいというようなことで事務的にはやっております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 次にまいります。

2番目の（1）、（2）、（3）につきましては、ご回答は結構ですので、滞納整理のマニュアルについてということで、鳥取県が判決後にマニュアルを改訂しているんですね。ですから、かなり分かりやすいマニュアルになっていますから、こうしたマニュアルをきちんと作って透明性の高い徴税業務をやっていただきたいと思うんですけども、担当課の考え方をちょっとお聞かせください。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 滞納整理マニュアルでございますけれども、こちらにつきましては、どこの市町村も、まず国で示されている大きな原型のマニュアルがございますので、それに沿ってやっているのがほとんどだと思います。プラス、うちのほうも、先ほど言いましたように、事務処理マニュアルという個々の税目の処理の仕方だとか、滞納処分はこういうふう

にするとかというマニュアルがございます。

議員おっしゃいますように、今回の判例を受けまして、預貯金関係についてとかそういう細かな部分についてのマニュアルを変えていったほうがいいんじゃないかというようなご指摘だと思いますので、そういうのも踏まえて、うちのほうも預貯金とかその細かな部分のマニュアルにつきましては、現在あるものを改善して検討していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） ありがとうございます。大体、比較的旭市の場合は不当な事例はないという形で判断してよろしいわけですね。

また、特に滞納している方というのは、非常にある意味罪悪感といいますか、みっともないといいますか、恥ずかしいというかそういう感覚を持っておられますので、これからもそういうような形での徴税業務としてやっていただきたいと思います。これは要望ですので、回答は結構です。

学校図書の充実についてということで、3点ほどありましたけれども、かなり努力しているなということを感じられます。

特に今までですと、学校教育の関係の費用は震災対策だとか復旧だとかそういったところにかかなりお金が使われてきております。大体、もう山が見えてきていると思うんですね、施設の整備につきましては。これからは中身の問題になろうかと思います。

ですから、特に学校図書費という図書の費用というのは、そんなに大きな金額ではありませんので、増額をお願いしたいということで市長のご回答をお願いしたいと思います。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 図書費の増額についてでありますけれども、おっしゃるように復興事業ということで、この旭市も3年半一生懸命頑張ってきたところでありまして、そろそろ違うほうにも目を向けたらというようなご意見だと思いますけれども、一昨年ですか、24年に図書費を増額して、そのままずっと継続をしているわけでありまして、そのほかにも旭市独特の、特有のいきいきプランやら教諭補助員、学校関係に関してはかなりいろんな部分で予算措置をとっているところでありますので、これから先も教育委員会とよく学校の校長会、そういうものとはよく相談をしながら、図書費の問題についても検討していきたいとそう思うのでよろしくをお願いしたいと思います。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 3番の問題は、これから教育委員会との話し合いを持っていくということとで結構です。

次は、エアコンの状態なんですけれども、やはりかなり深刻な問題のようなんです。

本当に、私もちょうどこの質問の項目を書いている時に暑くてたまらなかったんですね。それが終わりますと涼しくなりましたので、大変助かってはいるんですけれども、やはり私なんかもそうなんです、非常に暑さにもだんだん弱くなってきましたし、やはり教育の条件というのは、船橋市とか市川市の生徒さんと旭市の生徒さんとあまりにも違うようではやっぱりまずいと思うんですね。

ですから、いろいろ設備投資が一段落してくると思いますから、とりあえず旭市のほうでもエアコンの設置を計画的に進めていくということをお願いしたいと思うのですが、とにかくもう時期いろいろな震災の復興とか耐震補強とかそういったものは、大きな工事はなくなってくると思います。たくさんの教室にエアコンを取り付けるとなるとなかなか大変なことなんですけれども、計画的に取り付けていくという方向で、特にこれからは子どもさんの数も減っていきますので、それに併せてやはり相当計画的な設置の計画を作りませんと、まずいような気がしますので、その点でまた市長にそういう方向を出してくれないかという、計画を作るというそういった形でのご回答をお願いしたいんですけれども。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 恵まれた環境に通わせて子どもの成長を願うというやっぱり社会的なそしてまた家庭的な気持ちは十分分かるわけでありますけれども、市としましても財政そしてまたいろんな、まだ飯岡中学校が始まったばかりでありますし、そういった部分でこれからも学校教育予算というのは相当かかるわけでありますので、いろんな総合的な判断をしながら、何が一番最優先すべきかというようなことを考えながら、教育委員会そしてまた財政課とも相談をしながら、検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 私が申し上げましたのは、今すぐということではなくて、とりあえずそういう計画を作ってもらいたいということなんです。特に、お金の大変かかることですから、一朝一夕にはできないと思ひますし、不公平があったらやっぱりまずいと思ひますので、その点での計画を作成するような形で取り組んでいただきたいと思ひますが、いかがでし

ようか。

○副議長（平野忠作） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） 今、市長答弁したとおりなんですけれども、大体震災の仕事がほぼめどついたんではないかというご指摘ですが、実は昨年度ですけれども、非構造部材の耐震化調査、これをやっています。今年から、去年も含めて2校ほどやったんですが、体育館の非構造部材等の改修工事に入っています。これも簡単に言うと、天井をとったりとかそういう工事なんですけど、これを今中心に進めています。

とりあえずは、生徒の安心・安全ということを中心に、今計画を立てて進めていますので、今後もそれを優先的にということで進めていく計画は立ててあります。

ご指摘いただきました普通教室のエアコンにつきましては、集中力を増すとか、非常に重要なことというふうに認識しておりますので、次の課題として設定し、先ほどちょっと議員おっしゃってました生徒数がどんどん減っていくみたいな、この辺で学校の、ある意味統廃合も考慮していかなければならない中で、検討していきたいなというふうに思っていますのでよろしくお願いします。

○副議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 長い話ですので、十分な検討を加えていくようお願いいたします。

次に、中小企業振興条例につきましてですけれども、先ほど責務ということで市のきちんとした条例を作っていくということで、担当課長より話ありましたけれども、今二つの法律、恐らく中小企業基本法というのが一番上の上位計画になろうかと思います。これが、中小企業対策の全てを賄うんですけれども、今の法律ですと上層の部分しか相手にしていないというそういう形になっています。

今度できた小規模企業振興法、これが20人以下、商業なんかですと5人以下の階層、あるいは一人親方みたいな人たち、あるいは兼業の商店でも助成対象といいますか、政策の対象になるというそういうことになっておりますので、これが両方そろいますと、本体の中小企業基本法の下計画として、小規模企業振興条例とでもいいいますか、計画とでもいいいますか、そういうものができるんじゃないかと思います。そうしますと、従業員がいない一人親方みたいな方から、結構大きな中小企業まで網羅する政策を出すことができるというふうになるんだろうと思います。

それと、中小企業基本法がどんどん横のほうの幅が広がっていつているんですね。とい

うのは、同じような規程が農業基本法の中にもたしかあるはずなんですね。農業基本法の中でも、やはり市町村の役割と県の役割と国の役割があって、おのあの振興する条例を作りなさいというそういう規程があらうかと思います。

商工業者というのは、非常によく分からないんですけれども、境目が分からないんですね、なかなか。ちょっと横に行ってしまうと農業のほうに行ってしまうし、エネルギーの問題に行ってしまうし、そういったところを総合的にやれということで、やはり6次産業化ということが言われているんだろと思うんですね。

ですから、単なる商工観光の行政ということではなくて、これからはもっと幅の広い行政を横にタッグを組みながらやっていくというそういうふうな形になろかかと思っています。その点で、やっぱり地域振興条例とかそういったものの制定を、ちょっと検討を急ぐように市長にお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（平野忠作） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 中小企業基本法振興条例ということの早期制定をとということでありましてけれども、先ほど商工観光課長、担当から答弁がありましたように、条例の制定も大事でありますけれども、やはり国の政策、国の流れをいち早く、やはり情報として商工会の皆さん方、営業をされている方々に伝達する、情報を流すということも一番大事なことでないかなと、そんなように今私も思っているところであります。

そういった観点からすれば、旭市の商工会何千ぐらい入っていますけれども、その商工会や雇用対策協議会、旭市には三十何社の大きな企業が入っている雇用対策協議会、そういったものもあります。そういった中で、本当に何が、条例が必要なのか、情報が必要なのか、そういった部分もよく調べながら、調査をさせながら、これから早期に作るべきことがあれば早期に作ると。今、県下でもまだそんなにも多くないというような条例の制定でありますので、その辺をよく精査をしながら、担当課に検討させていきたいとそんなように思いますのでよろしくお願いします。

○副議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） ちょっとしつこくなりますけれども、要するに上位計画というのと、個別の計画というのがあらうかかと思っています。やはり、中小企業基本法というのは1999年にできているんですけれども、該当する企業分だとかそういったものがないものですから、旭市なんかでもほとんど作る必要がなかったというそういうような感じの法律だったんです。

ところがだんだん、例えばエネルギー問題だとか商工連携だとかそういった形で、横との連携を強めようという国の方針がありまして、それが地方を活性化するということで、一番基本的な法律として再認識されているというふうに感じられるんですね。

そのことによって、全体の意欲の統一ができるということと、先ほど市長がおっしゃいましたように、商工会とかは私どもの民間団体だの民主商工会だとかが、そういったところがこれを作るのにみんな集まっているんです。

さまざまな意見を出して、その中から中小企業基本条例というのは作られてきているんですね。そのためには、悉皆調査といいまして、隅田川あたりでは全ての事業所、数千社を係長以上が全て回って調査して、その地域に何があるのかと、どういう産業があるのかというようなことを調べまくりまして、それを基にした振興法を作っているんです。

ですから、情報の関係だけではなくて、やはり地域で何があって、何がお宝なのかということの掘り出しとかそういったものをきっちりやって、どこにどういう人材がいるよということが商工観光あたりで分からないと、やはりこういう計画はうまくいかないと思いますので、その点をご了解の上でお進めするようにしていただきたいと思います。

時間が迫ってまいりましたので、これで一般質問を終わります。

○副議長（平野忠作） 太田将範議員の一般質問を終わります。

○副議長（平野忠作） 以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議はあす定刻より開会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時57分